

特殊車両通行許可申請マニュアル

(申請者用)

目次

- P. 1 ~ P. 5 通行許可について
- P. 6 ~ P. 21 申請方法について
- P. 22 ~ P. 32 FD申請について
- P. 33 ~ P. 38 道路便覧付図の使い方
- P. 39 ~ P. 41 オンライン申請について
- P. 42 申請に伴う車種別注意点
- P. 43 ~ P. 44 一般セミトレーラについて
- P. 45 ~ P. 50 一般セミトレーラにかかる特例申請について
- P. 51 ~ P. 53 重量物運搬用セミトレーラについて
- P. 54 ~ P. 60 国際海上コンテナ輸送セミトレーラについて
- P. 61 ~ P. 62 ポールトレーラについて
- P. 63 ~ P. 65 建設機械について
- P. 66 様式集
- P. 67 理由書・運行計画書
- P. 68 特殊車両通行許可申請における届出事項の変更届
- P. 69 許可証再交付申請書
- P. 70 委任状（申請用）
- P. 71 委任状（手数料納付用）

はじめに

- 本マニュアルは、特殊車両通行許可の申請手続きに関して説明しています。システム操作をはじめとした各種詳細については、各マニュアル(特殊車両通行許可申請書類作成要領、電子申請書作成システム操作マニュアル、道路情報便覧付図表示システムマニュアル、特殊車両オンライン申請システム～説明資料～)をご覧ください。
- 必要な書類に関しては、全国版のマニュアルでは記載の無い提出書類がありますので、このマニュアルを基本に書類作成をお願いいたします。
- 申請される段階でご不明な点がありましたら、申請される窓口にご確認下さい。

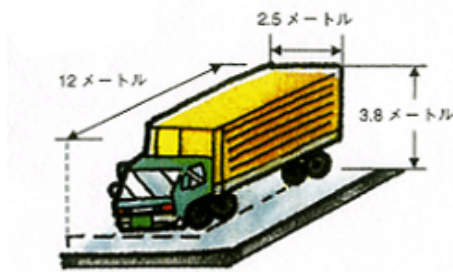
特殊車両通行許可が必要な場合は？

下記の値(荷物を積んだ状態)のいずれかを超える場合や、橋、高架の道路、トンネル等で総重量、高さのいずれかの制限値を超える車両が、※道路法上の道路を通行する際には特殊車両通行許可が必要になります。

※港湾道路などの道路法上の道路以外を通行する場合は、それぞれの管理者へご確認ください。

一般的制限値

幅・長さ・高さ



※高さ指定道路の場合は4.1m

最小回転半径



車両の総重量、軸重、隣接軸重および輪荷重



隣接軸重

- 18トン(隣り合う車軸の軸距が1.8m未満)
- 19トン(隣り合う車軸の軸距が1.3m以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下)
- 20トン(隣り合う車軸の軸距が1.8m以上)

※高速道路や重さ指定道路の場合は、車両の構造により総重量25t

※トレーラには、別に特例があります

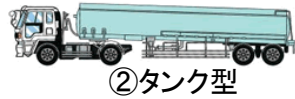
セミトレーラ連結車とフルトレーラ連結車の場合は？

総重量の特例と長さの特例があります。
バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ、または自動車の運搬用に限ります。

特例5車種



①バン型



②タンク型



③幌枠型



④コンテナ用



⑤自動車運搬用



フルトレーラ

フルトレーラ連結車については、トラックおよびトレーラの双方が同一の種類
の車両である必要はなく、それぞれが①～
⑤に該当していれば大丈夫です

【重さの特例】

道路種別	最遠軸距	総重量 制限値	備考
高速自動車国道	8m以上 9m未満	25トン	首都高速道路、阪神高速道路、その他の都市高速道路および本州四国連絡橋道路は含まれません。
	9m以上 10m未満	26トン	
	10m以上 11m未満	27トン	
	11m以上 12m未満	29トン	
	12m以上 13m未満	30トン	
	13m以上 14m未満	32トン	
	14m以上 15m未満	33トン	
	15m以上 15.5m未満	35トン	
	15.5m以上	36トン	
重さ指定道路	8m以上 9m未満	25トン	
	9m以上 10m未満	26トン	
	10m以上	27トン	
その他の道路	8m以上 9m未満	24トン	
	9m以上 10m未満	25.5トン	
	10m以上	27トン	

【長さの特例】

道路種別	連結車	長さの 制限値	備考
高速自動車国道	セミトレーラ連結車	16.5m	
	フルトレーラ連結車	18.0m	

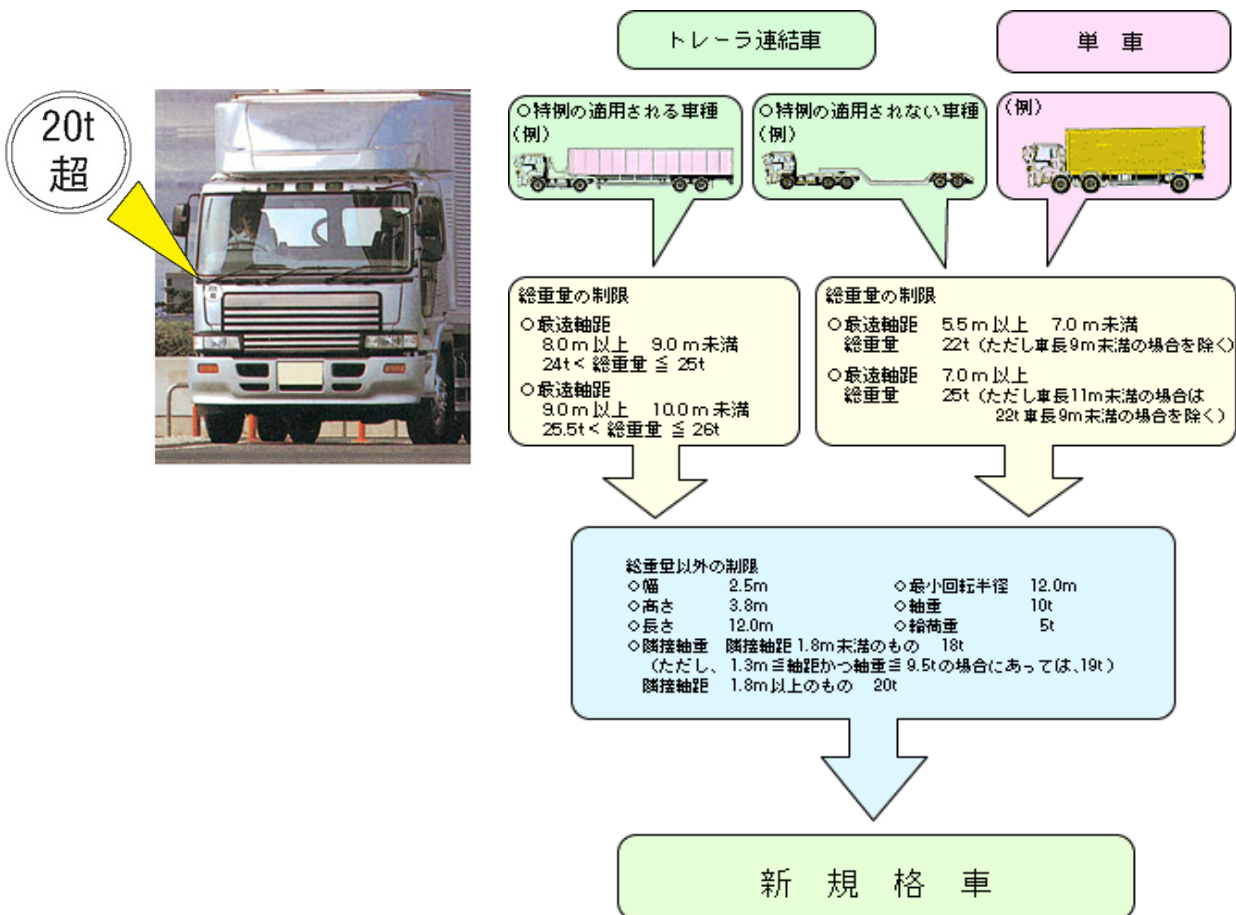
※この特例は、積載貨物が被けん引車の車体の前方または後方にはみ出していないものの長さです

どんな車が新規格車なの??

右の条件を満たす車両を言います。

特徴は以下の2つです。

- ①積載する貨物は分割出来るものでも可能
- ②ワッペンを前面に貼ります



新規格車も申請が必要?

新規格車は「高速道路」「重さ指定道路」を自由に通行出来ますが、これら以外の道路を走る場合には申請が必要となります。

※指定道路については、特車運用事務局HPをご覧ください。

URL : <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/shiteidouro/tokusya/q02-a/>

許可期間ってどれくらいなの？

許可の期間は事業区分および車両の諸元により、次のとおり決められています。

事業区分	説明	通行期間
路線	路線を定める自動車運送事業用の車両 (例：路線トラック、定期便トラック)	2年
区域	上記、路線以外の自動車運送事業用の車両 (例：区域トラック、海上コンテナ、その他の営業車)	2年以内 ただし、車両が別表に掲げる数値のいずれかを超える諸元にあつては、1年以内
その他A	上記、路線、区域以外で、通行経路が一定し、反復継続して通行する車両 (例：営業車以外の自家用車で、クレーン車等)	1年以内
その他B	上記、路線、区域、その他A以外で、一回限り(反復継続しない)通行する車両 (例：発電機等を運ぶ車両で一回限り)	必要な期間 ただし、1年以内

☆最大1年間としてきた特殊車両通行許可の期間について
平成21年5月21日より最大2年間に延長されました

別表

1 寸法

幅	3.5m	
高さ	4.3m	
長さ	単車	16.0m
	セミトレーラ	17.0m
	フルトレーラ	19.0m
	ダブルス	21.0m



2 重量

単 車 (t)

最遠軸距 d (m)	軸重配分比 α													
	2.7 以下	2.8	2.9	3.0	3.1	3.2	3.3	3.4	3.5	3.6	3.7	3.8	3.9	4.0 以上
3.0 ≦ d < 3.5	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8
3.5 ≦ d < 4.0	27.2	27.2	27.3	27.3	27.4	27.5	27.5	27.6	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7
4.0 ≦ d < 4.5	27.7	27.8	27.9	28.0	28.1	28.3	28.4	28.6	28.7	28.7	28.7	28.8	28.8	28.8
4.5 ≦ d < 5.0	28.1	28.3	28.5	28.7	28.9	29.1	29.3	29.6	29.7	29.8	29.8	30.0	30.0	30.1
5.0 ≦ d < 5.5	28.4	28.8	29.1	29.4	29.6	30.0	30.2	30.5	30.8	30.9	31.0	31.2	31.3	31.4
5.5 ≦ d < 6.0	28.8	29.2	29.6	30.1	30.4	30.8	31.1	31.5	31.8	31.9	32.1	32.3	32.5	32.6
6.0 ≦ d < 6.5	29.2	29.7	30.2	30.8	31.2	31.6	32.0	32.4	32.8	33.0	33.2	33.5	33.7	33.9
6.5 ≦ d < 7.0	29.5	30.2	30.8	31.4	31.9	32.4	32.8	33.4	33.8	34.1	34.3	34.7	34.9	35.2
7.0 ≦ d < 7.5	29.9	30.7	31.4	32.1	32.7	33.3	33.7	34.3	34.9	35.2	35.5	35.9	36.2	36.5
7.5 ≦ d < 8.0	30.2	31.1	31.9	32.8	33.4	34.1	34.6	35.3	35.9	36.2	36.6	37.0	37.4	37.7
8.0 ≦ d < 8.5	30.6	31.6	32.5	33.5	34.2	34.9	35.5	36.2	36.9	37.3	37.7	38.2	38.6	39.0
8.5 ≦ d < 9.0	30.8	31.9	32.9	34.0	34.7	35.4	36.1	36.8	37.5	37.9	38.3	38.7	39.1	39.5
9.0 ≦ d < 9.5	31.1	32.3	33.4	34.6	35.3	36.0	36.7	37.4	38.1	38.5	38.8	39.3	39.7	40.1
9.5 ≦ d < 10.0	31.3	32.6	33.8	35.1	35.8	36.5	37.2	37.9	38.6	39.0	39.4	39.8	40.2	40.6
10.0 ≦ d	31.5	32.9	34.2	35.6	36.3	37.0	37.8	38.5	39.2	39.6	40.0	40.3	40.7	41.1

$$\text{軸重配分比 } \alpha = \frac{\text{総重量}}{\text{最大軸重}}$$

セミトレーラ (t)

最遠軸距 d (m)	軸重配分比 α								
	3.4 以下	3.5	3.6	3.7	3.8	3.9	4.0	4.1	4.2 以上
7.0 ≦ d < 7.5	30.0	30.4	30.7	31.1	31.4	31.8	32.3	32.7	33.1
7.5 ≦ d < 8.0	31.1	31.6	31.9	32.4	32.7	33.2	33.8	34.2	34.7
8.0 ≦ d < 8.5	32.3	32.8	33.2	33.7	34.1	34.6	35.2	35.7	36.3
8.5 ≦ d < 9.0	33.4	33.9	34.4	34.9	35.4	36.0	36.7	37.2	37.8
9.0 ≦ d < 9.5	34.5	35.1	35.6	36.2	36.7	37.4	38.1	38.8	39.4
9.5 ≦ d < 10.0	35.7	36.3	36.9	37.5	38.1	38.8	39.6	40.3	41.0
10.0 ≦ d < 10.5	36.8	37.5	38.1	38.8	39.4	40.2	41.0	41.8	42.6
10.5 ≦ d < 11.0	37.6	38.3	38.9	39.7	40.3	41.1	41.9	42.7	43.5
11.0 ≦ d < 11.5	38.3	39.1	39.7	40.5	41.2	42.3	42.8	43.5	44.3
11.5 ≦ d < 12.0	39.1	39.8	40.5	41.4	42.0	42.8	43.6	44.4	45.2
12.0 ≦ d < 12.5	39.8	40.6	41.1	42.2	42.9	43.7	44.5	45.3	46.1
12.5 ≦ d < 13.0	40.6	41.4	42.2	43.1	43.8	44.6	45.4	46.1	46.9
13.0 ≦ d < 13.5	41.3	42.2	43.0	43.9	44.7	45.5	46.3	47.0	47.8
13.5 ≦ d < 14.0	41.3	42.2	43.1	44.0	44.9	45.7	46.5	47.3	48.1
14.0 ≦ d < 14.5	41.3	42.3	43.2	44.2	45.1	45.9	46.7	47.5	48.3
14.5 ≦ d < 15.0	41.3	42.3	43.3	44.3	45.2	46.1	46.9	47.8	48.6
15.0 ≦ d	41.3	42.3	43.4	44.4	45.4	46.3	47.1	48.0	48.8

(注) 軸重配分比は、小数点以下第2位を四捨五入したものと
する。

フルトレーラ

(含むダブルス)

最遠軸距 d (m)	重量 (t)
10.0 ≦ d < 10.5	35.0
10.5 ≦ d < 11.0	36.2
11.0 ≦ d < 11.5	37.4
11.5 ≦ d < 12.0	38.7
12.0 ≦ d < 12.5	39.9
12.5 ≦ d < 13.0	41.1
13.0 ≦ d < 13.5	42.3
13.5 ≦ d < 14.0	43.5
14.0 ≦ d < 14.5	44.8
14.5 ≦ d < 15.0	46.0
15.0 ≦ d < 15.5	47.2
15.5 ≦ d < 16.0	48.0
16.0 ≦ d < 16.5	48.7
16.5 ≦ d < 17.0	49.5
17.0 ≦ d < 17.5	50.2
17.5 ≦ d < 18.0	50.4
18.0 ≦ d < 18.5	50.6
18.5 ≦ d < 19.0	50.8
19.0 ≦ d < 19.5	51.0
19.5 ≦ d < 20.0	51.2
20.0 ≦ d	51.4

申請にはどんなやり方があるの？

大きく分けて、3つのやり方があります。

- ①オンライン申請：インターネット上で、申請受付や許可証発行を行います
- ②FD申請：PCで申請書を作成し、データの入ったFDと関係書類を提出します
- ③紙申請：関係書類を作成し、提出します

ちなみに、許可証が発行されるまでの時間を比較すると……

①オンライン申請 < ②FD申請 < ③紙申請

※PCを使った①、②について、後述説明をご覧ください



FD申請を試みたいけど、PCにはフロッピーディスクドライブが無いわあ……

許可データをお渡しするため、フロッピーディスクドライブが無い場合は、USBメモリー等、どんなPCでも読み書き出来る媒体での提出をお願いしています。

FD申請する場合、どんなシステムを使う事になるの？

申請書を作るための「電子申請書作成システム」、道路の情報を確認するための「道路情報便覧システム」、通行経路を選択するとき使用する地図を作成するための「道路情報便覧付図表示システム」を使う事になります。いずれも窓口にて無償CDを配付していますので、ご利用ください。

許可が出るまでの流れはどんな感じなの？

許可までの大まかな流れは以下のようになっています。

- ①申請(特殊車両申請窓口を持参します、郵送は不可です)
- ②受理、審査(申請を受理した順番で審査に着手します)
- ③許可証作成
- ④納入告知書発行、手数料支払い
(東京の財務省会計センターで発行・発送され、金融機関で支払います)
- ⑤許可証の交付
(手数料を支払った領収証書(コピー可)を申請書を提出した窓口を持参します)

※①で書類不備があると受理が出来ませんので、不備の無いよう、提出前に書類の確認をお願いいたします。

申請は一台ずつしなくちゃダメなの？

一台ずつする方法(普通申請と言います)がありますが、複数台をまとめる方法(包括申請と言います)もあります。

連結車の場合は、トラクタとトレーラの台数がそれぞれ1台の場合、普通申請となります。

包括申請出来るものは、車種、通行経路、積載貨物、通行期間が同じものでなければなりません。

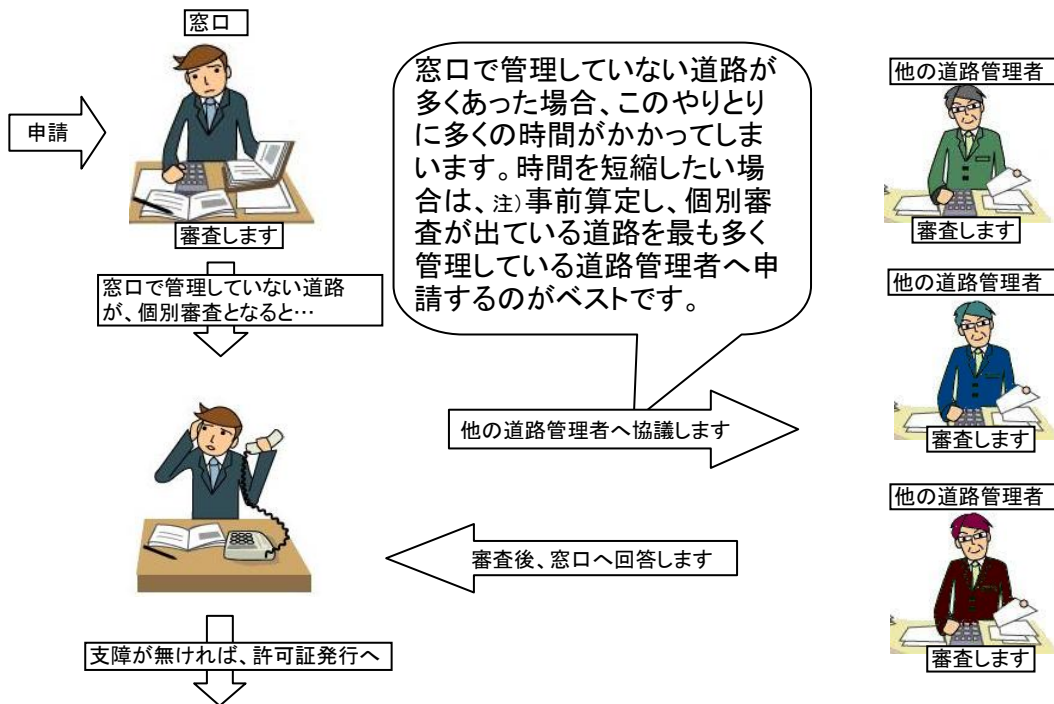
申請受付窓口はどこなの？

北海道内であれば、各開発建設部、各建設管理部と札幌市が窓口になります。これらの道路管理者で、経路に含まれている管理者であれば申請することが出来ます。**そして、オンライン申請なら、24時間全国の窓口に応用することが出来ます。**

市道のみを通行する等、道路管理者が一者の場合は、その管理者に申請してください。

通行経路に国道の数が多ければ「開発建設部」、道道の数が多ければ「建設管理部」へ申請書を提出すると、審査時間が少なくなる場合があります。**管理している道路管理者に直接申請することにより、許可が出るまでの時間を少なくすることが出来るのです。**

たとえば、国道が多い申請を建設管理部に申請した場合、国道は建設管理部で管理していないため、実際に管理している国(開発建設部)への協議が必要となる場合があります。このような場合、直接開発建設部に申請した場合と比べると、多くの時間がかかってしまいます。



注)詳細は後述しています。

全国の申請窓口一覧

関東地方整備局HPに掲載されていますので、下記URLをご覧ください。

URL : <http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html>

オンライン申請なら、24時間全国の窓口申請することができますよ



北海道内の申請窓口一覧

機関	受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
国	札幌開発建設部 公物管理業務課	〒060-8506	札幌市中央区北2条西19丁目	(011) 611-0199
	函館開発建設部 公物管理課	〒040-8501	函館市大川町1番27号	(0138) 42-7692
	小樽開発建設部 公物管理課	〒047-8555	小樽市潮見台1丁目15番5号	(0134) 23-5172
	旭川開発建設部 公物管理課	〒078-8513	旭川市宮前通東4155番31	(0166) 32-1498
	室蘭開発建設部 公物管理課	〒051-8524	室蘭市入江町1番地14	(0143) 23-3308
	釧路開発建設部 公物管理課	〒085-8551	釧路市幸町10丁目3	(0154) 24-7184
	帯広開発建設部 公物管理課	〒080-8585	帯広市西4条南8丁目	(0155) 24-4102
	網走開発建設部 公物管理課	〒093-8544	網走市新町2丁目6番1号	(0152) 44-6171
	留萌開発建設部 公物管理課	〒077-8501	留萌市寿町1丁目68	(0164) 42-2315
	稚内開発建設部 公物管理課	〒097-8527	稚内市末広5丁目6番1号	(0162) 33-1000
高速道路	東日本高速道路(株) 北海道支社 管理事業部交通管理課	〒004-8512	札幌市厚別区大谷地西5の12の30	(011) 896-5344

機関	受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
道	空知総合振興局 札幌建設管理部 用地管理室 管理課管理第二係	〒064-0811	札幌市中央区南11条 西16丁目2-1	(011) 561-0414
	後志総合振興局 小樽建設管理部 用地管理室 管理課管理第二係	〒047-8639	小樽市奥沢1丁目21-1	(0134) 25-2444
	渡島総合振興局 函館建設管理部 用地管理室 管理課管理第二係	〒041-8554	函館市美原4丁目6番16号	(0138) 47-9633
	胆振総合振興局 室蘭建設管理部 用地管理室管理課 管理第二係	〒051-8558	室蘭市海岸町1丁目1-1 むろらん広域センタービル	(0143) 24-9872
	上川総合振興局 旭川建設管理部 用地管理室 管理課管理第二係	〒079-8613	旭川市永山6条19丁目1番1号	(0166) 46-4926
	留萌振興局 留萌建設管理部 用地管理室 管理課管理第二係	〒077-8585	留萌市住之江町2丁目1-2	(0164) 42-8369
	宗谷総合振興局 稚内建設管理部 用地管理室 管理課管理第二係	〒097-8585	稚内市末広4丁目2-27	(0162) 33-3727
	オホーツク総合振興局 網走建設管理部 用地管理室 管理課管理第二係	〒093-8670	網走市北7条西3丁目	(0152) 41-0726
	十勝総合振興局 帯広建設管理部 用地管理室 管理課管理第二係	〒080-8588	帯広市東3条南3丁目1	(0155) 26-9212
	釧路総合振興局 釧路建設管理部 用地管理室 管理課管理第二係	〒085-0006	釧路市双葉町6-10	(0154) 23-0563
市	札幌市 建設局管理部 道路管理課	〒060-8611	札幌市中央区北1条西2丁目	(011) 211-2452

申請手数料はいくらかかるの？

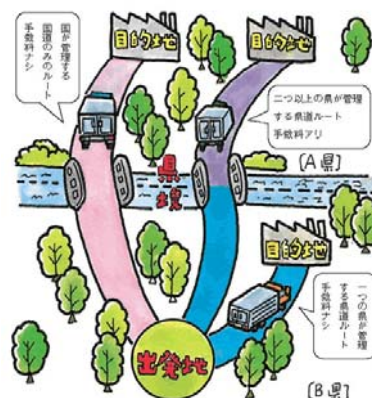
下記の計算式で手数料の計算が出来ます。

$$\text{申請車両台数} \times \text{申請経路数} \times 200\text{円}$$

※申請車両台数:トラックまたはトラクタの台数です

※申請経路数:同じルートを往復する場合は、
2経路になります(例:6ルートを往復→12経路)

※申請経路が複数の道路管理者にまたがらない場合は、
手数料はかかりません。
(例:国道のみ通行する場合)



どんなに重たい(長い)積載物でも、大丈夫？

橋梁をはじめとした道路構造物には、限度重量がありますし、空間の制限があります。これらを超える場合、個別の審査が必要となります。公共的要素の強いもののみが許可となりますので、**新規に申請する場合は、事前に申請窓口へご相談下さい。**

どれくらいの大きさだと超寸法？超寸法だと必要な書類は？

以下の条件を超えるものが超寸法となります。

諸元	必要書類
幅 3.5m	2, 3(4.0m超の場合は1も)
高さ 4.3m	1, 2
長さ 25m	2, 3(30m以上は1も)
総重量 55t	1

【必要な書類】

1. 理由書・運行計画書

(幅4.0m超または長さ30m以上は待避場所の説明が必要です)

2. 積載状態説明図

(申請経路により、幅3.0m超または長さ20m以上で必要となります)

3. 軌跡図

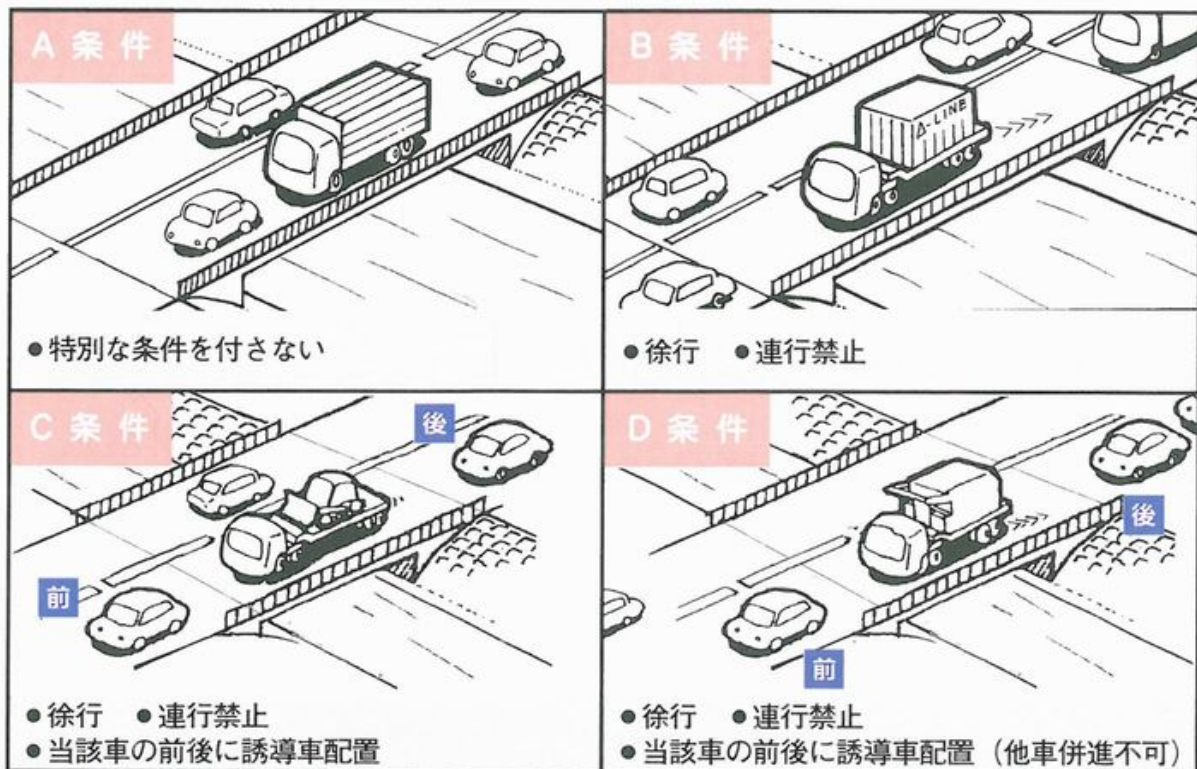
(申請経路により、幅3.0m超または長さ20m以上で必要となります)

4. その他道路管理者が必要とする書類(例:応力計算書等)

通行条件って何？どんな条件があるの？

算定の結果、道路管理者が通行することがやむを得ないと認めるときには、通行に必要な条件を付して許可します。この条件を「通行条件」といいます。通行条件には、次のようなものがあります。

区分記号	内 容	
	重量についての条件	寸法についての条件
A	徐行等の特別の条件を付さない	徐行等の特別の条件を付さない
B	徐行および連行禁止を条件とする	徐行を条件とする
C	徐行、連行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする	徐行および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする
D	徐行、連行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置し、かつ2車線内に他車が通行しない状態で当該車両が通行することを条件とする 道路管理者が別途指示する場合はその条件も付加する	



なるべく、通行条件が良い状態で走りたいんだけど…

車両によって通行条件が変わってきます。また、申請する時期によっても、道路の状況が変わり、通行条件はその影響を受けます。

この通行条件を、申請する前に把握する方法があります。

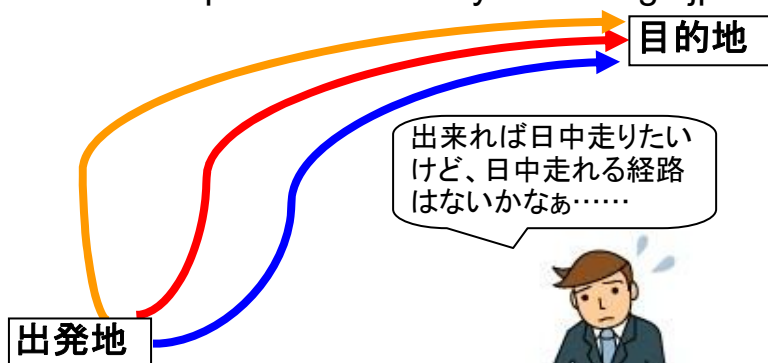
これを「事前算定する」といいます。

事前算定することで、「通行条件」や「個別審査」の情報が分かり、最も通行条件のよい経路を探す事ができます。

この事前算定のやり方について説明します。

「インターネット特殊車両システム」のHPを使います

URL : <https://www2.tokusya.ktr.mlit.go.jp/>



事前算定をすると、申請前に通行条件を確認することが出来るんです。これをする事で、良い条件の経路を設定することができますよ。



特殊車両システム - Microsoft Internet Explorer

アドレス欄: <https://www2.tokusya.ktr.mlit.go.jp/>

特殊車両システム

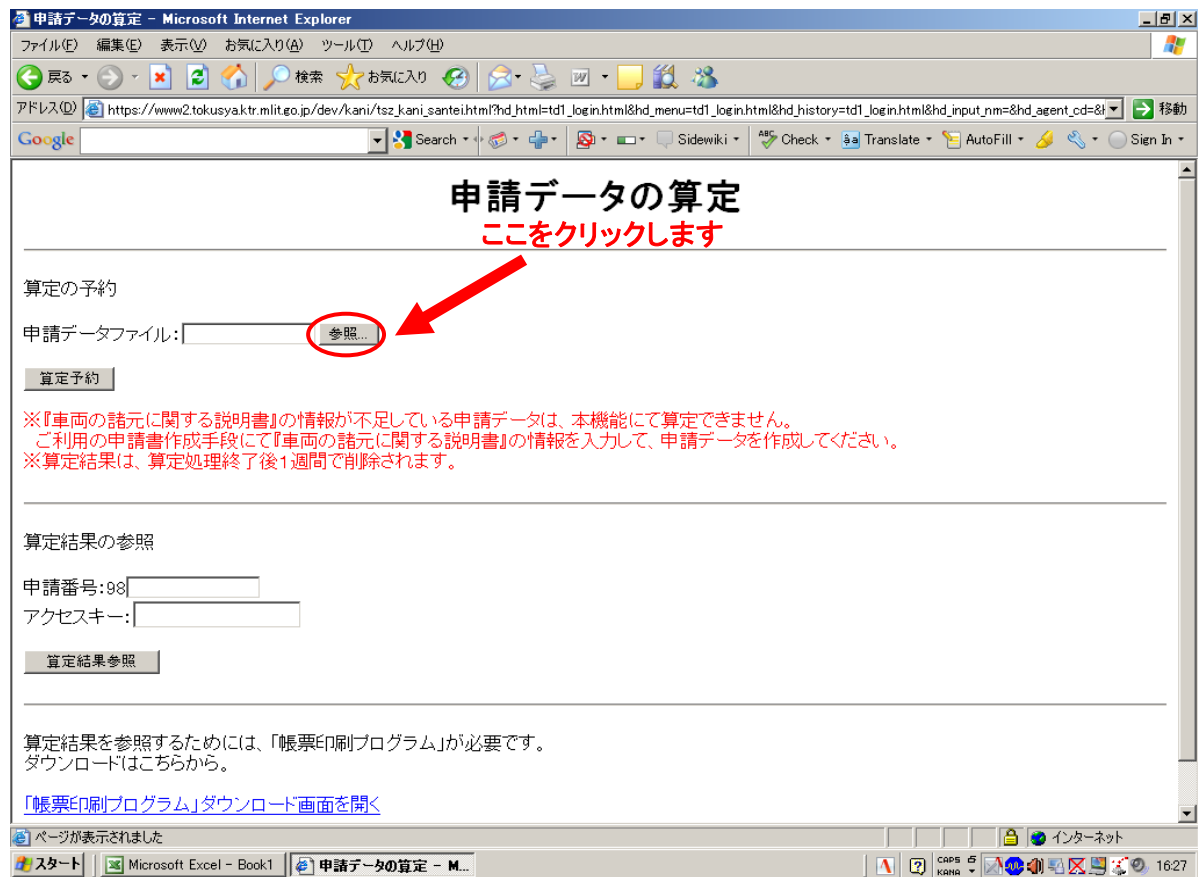
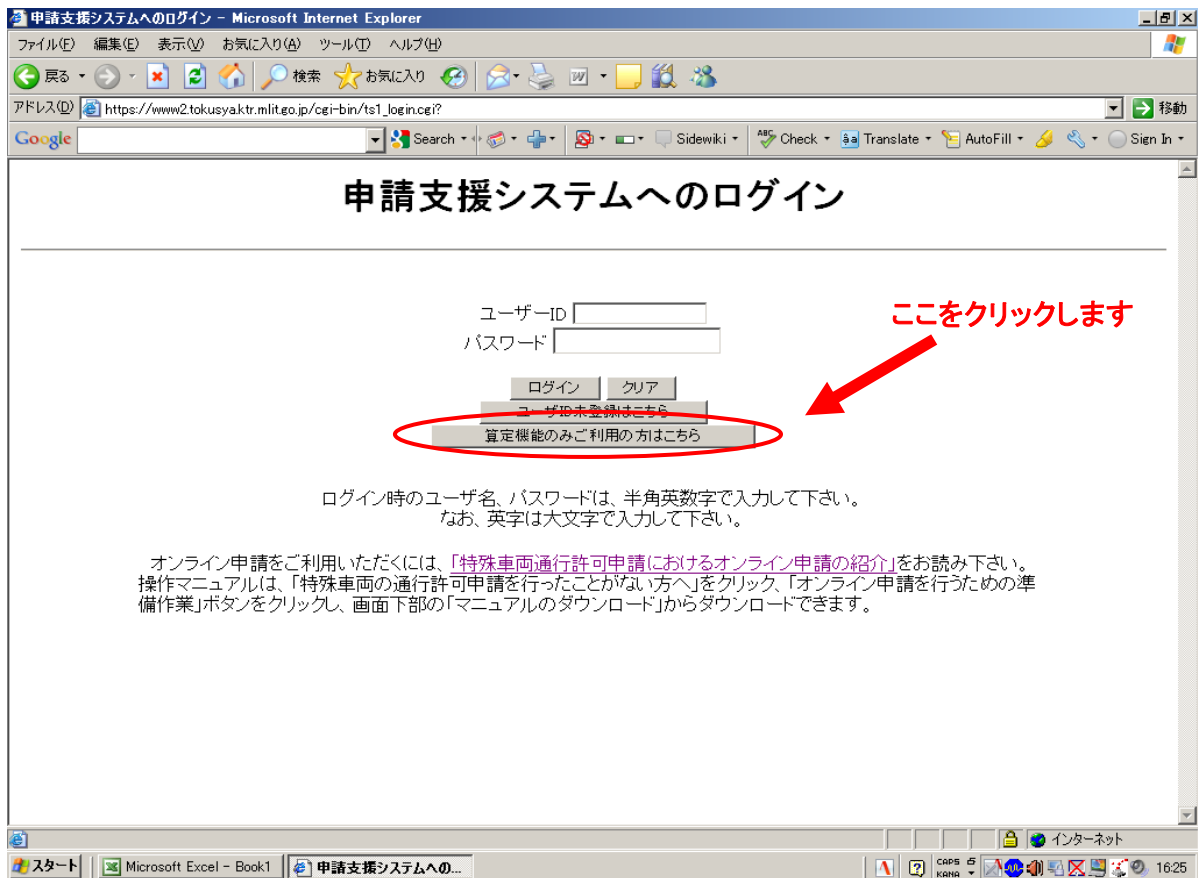
特殊車両システムへようこそ

【最新のお知らせをこちらからご確認ください。】 **ここをクリックします**

特殊車両システムへログイン

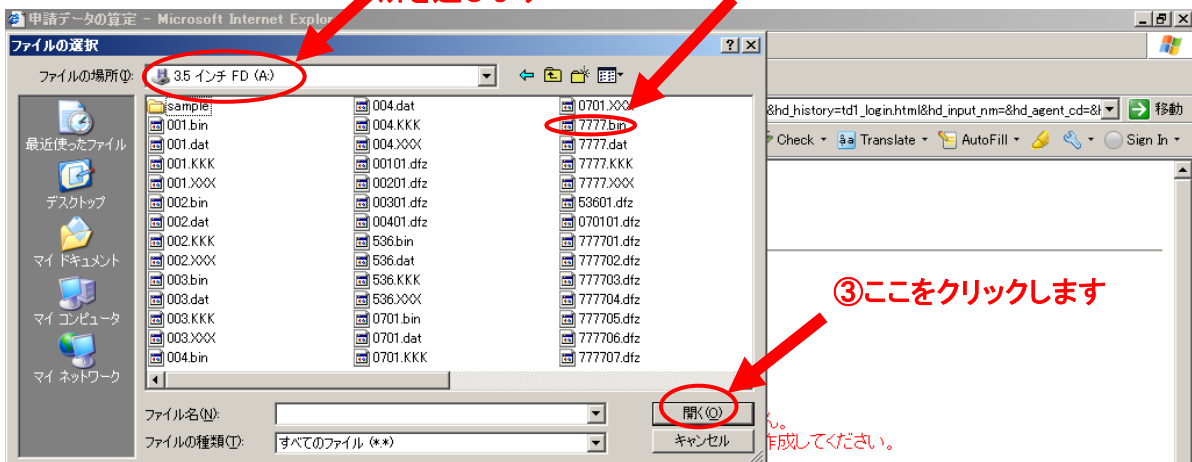
ページが表示されました

タスクバー: Microsoft Excel - Book1, 特殊車両システム - M... 16:23

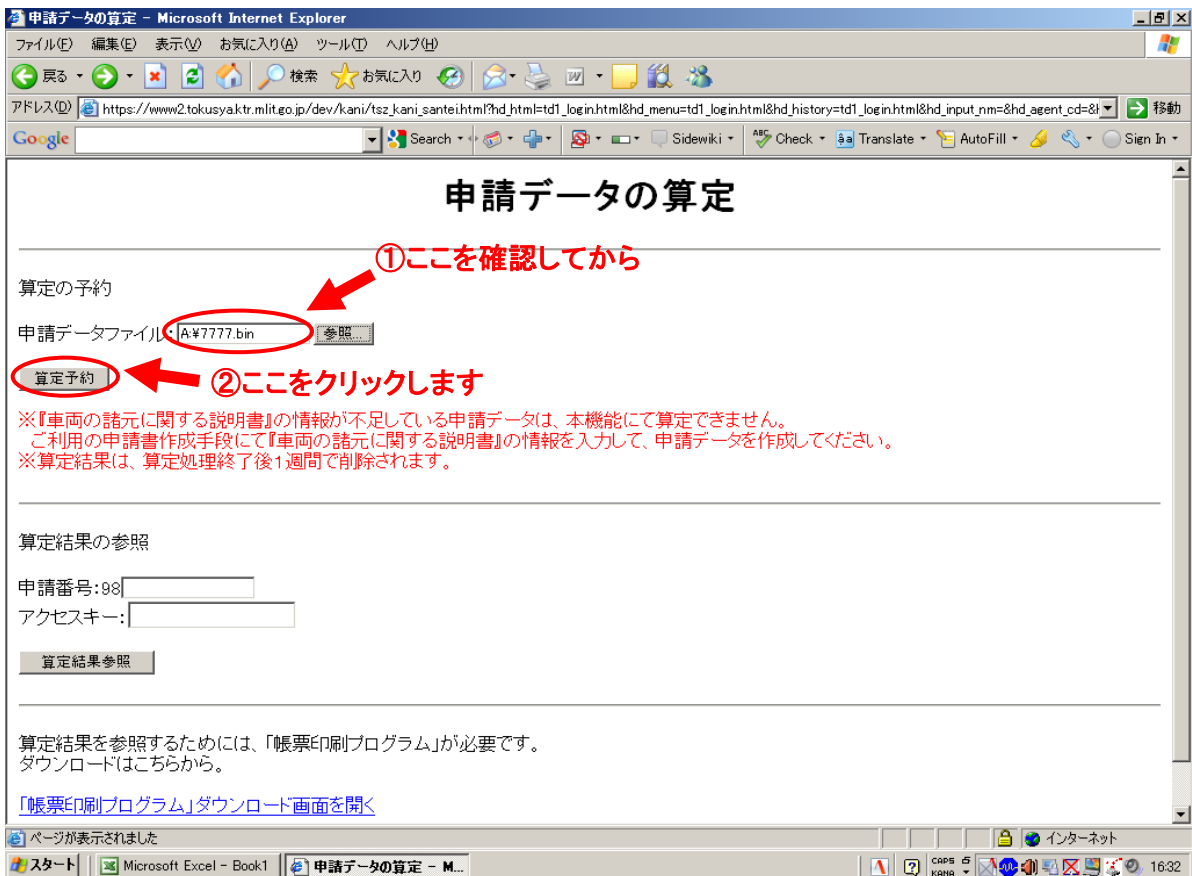
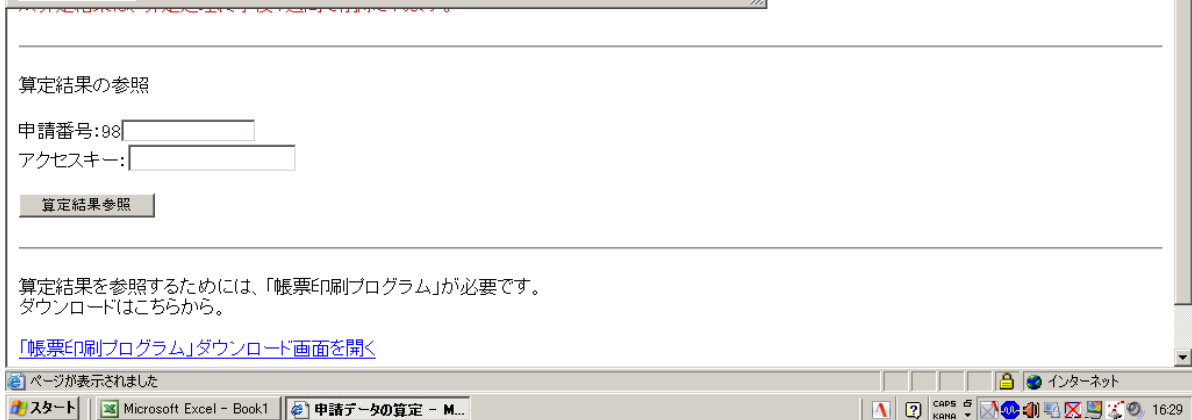


①データの入っている場所を選びます

②該当するデータを選んで



③ここをクリックします



算定予約受付情報 - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 進む 印刷 検索 お気に入り

アドレス(URL) https://www2.tokusyaktr.mlit.go.jp/kani/cgi-bin/tsz_kani_santei_yoyaku.cgi

Google Search Sidewiki Check Translate AutoFill Sign In

算定予約受付情報

算定予約を受け付けました。
申請番号、アクセスキーは、算定結果を参照する際に必要となりますので必ずメモして控えておいて下さい。

申請番号:9800169414
アクセスキー:ULR3

← この内容をメモします

当申請データは、1番目に算定される予定です。

前画面へ戻る

ページが表示されました

スタート Microsoft Excel - Book1 算定予約受付情報 - ...

申請データの算定 - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 進む 印刷 検索 お気に入り

アドレス(URL) https://www2.tokusyaktr.mlit.go.jp/dev/kani/tsz_kani_santei.html?hd_html=td1_login.html&hd_menu=td1_login.html&hd_history=td1_login.html&hd_input_nm=&hd_agent_cd=&

Google Search Sidewiki Check Translate AutoFill Sign In

申請データの算定

算定の子約

申請データファイル: 参照...

算定予約

※『車両の諸元に関する説明書』の情報が不足している申請データは、本機能にて算定できません。
ご利用の申請書作成手段にて『車両の諸元に関する説明書』の情報を入力して、申請データを作成してください。
※算定結果は、算定処理終了後1週間前削除されます。

算定結果の参照

申請番号:9800169414
アクセスキー:●●●●

①先ほどメモした内容を入力し

算定結果参照

②ここをクリックします

算定結果を参照するためには、「帳票印刷プログラム」が必要です。
ダウンロードはこちらから。

[「帳票印刷プログラム」ダウンロード画面を開く](#)

スタート Microsoft Excel - Book1 申請データの算定 - M...

算定結果帳票出力方法選択 (tsz_70201s) - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 進む 検索 お気に入り

アドレス(D) https://www2.tokusya.ktr.mlit.go.jp/kani/cgi-bin/tsz_kani_santei_kekka.cgi

Google Search Sidewiki Check Translate AutoFill Sign In

算定結果帳票出力方法選択

算定処理が終了しました。
出力する算定結果の帳票を選択して下さい。
なお、個別審査が多い場合には帳票出力に時間がかかる場合があります。

簡易帳票出力、詳細帳票出力では以下の文書が作成されます。
なお、簡易帳票出力を選択した場合は、C・D条件及び個別審査箇所一覧については、経路単位の障害種別毎に0またはD条件に限り、厳しい条件が1件だけ出力されます。(ただし個別審査については全件出力されます。)

- 車両内訳表(包括申請の場合のみ出力)
- 通行経路表
- 車両の諸元に関する説明書
- 特殊車両通行許可算定書
- 特殊車両通行許可算定書(総合)
- 高速重量算定(照査1および照査2)不適合車両一覧(高速自動車国道の不適合車両がある場合のみ出力)
- 通行規制(公安委員会)情報一覧

下にスクロールします

以下の文書を除いて印刷する場合は、チェックを外して下さい。(算定結果によっては、元々以下の帳票が存在しない場合もあります。)

C・D条件及び個別審査箇所一覧

特殊車両通行許可協議交差点一覧

帳票出力処理に時間がかかることがありますので、そのまましばらくお待ちください。

軸数: 5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸(S1.2-2)

ページが表示されました

スタート Microsoft Excel - Book1 算定結果帳票出力方...

算定結果帳票出力方法選択 (tsz_70201s) - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 進む 検索 お気に入り

アドレス(D) https://www2.tokusya.ktr.mlit.go.jp/kani/cgi-bin/tsz_kani_santei_kekka.cgi

Google Search Sidewiki Check Translate AutoFill Sign In

- 車両の諸元に関する説明書
- 特殊車両通行許可算定書
- 特殊車両通行許可算定書(総合)
- 高速重量算定(照査1および照査2)不適合車両一覧(高速自動車国道の不適合車両がある場合のみ出力)
- 通行規制(公安委員会)情報一覧

以下の文書を除いて印刷する場合は、チェックを外して下さい。(算定結果によっては、元々以下の帳票が存在しない場合もあります。)

C・D条件及び個別審査箇所一覧

特殊車両通行許可協議交差点一覧

帳票出力処理に時間がかかることがありますので、そのまましばらくお待ちください。

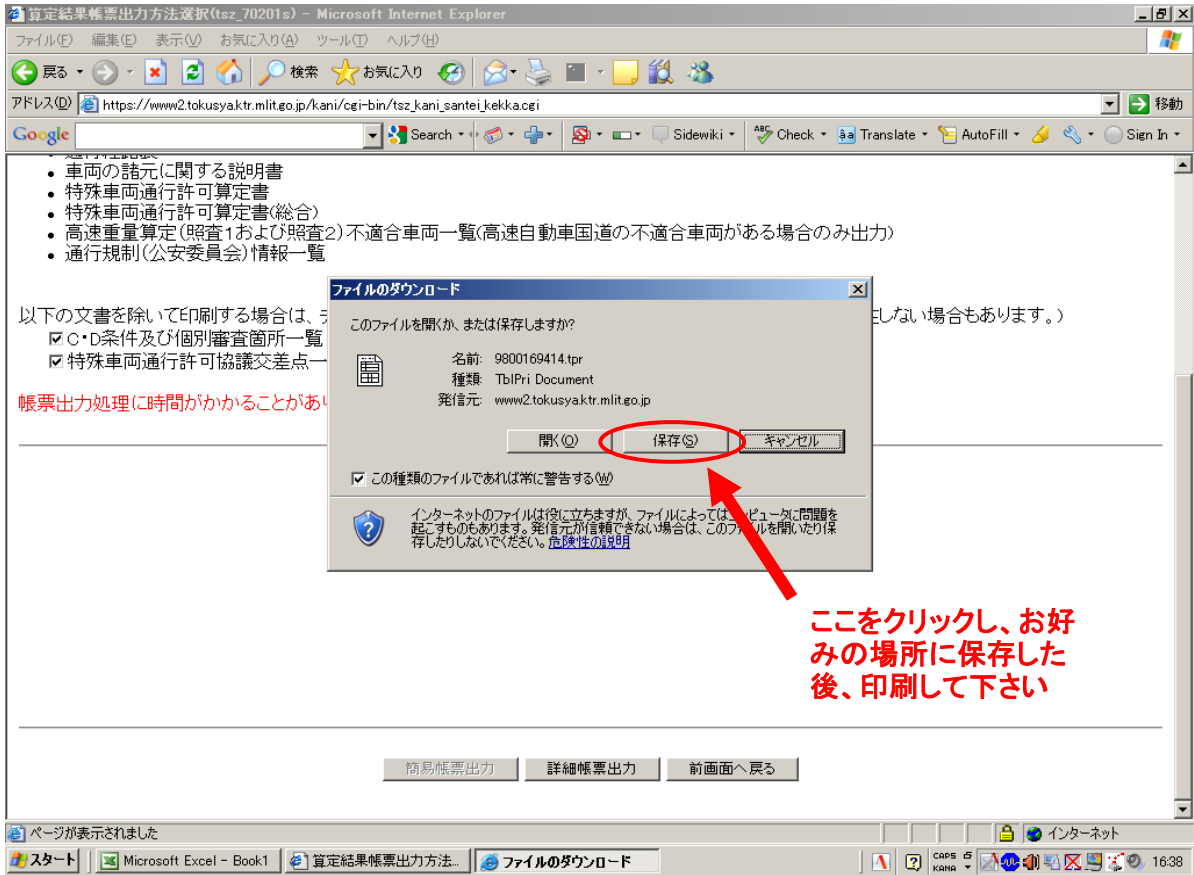
軸数: 5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸(S1.2-2)

個別審査件数	133	件
C条件 + D条件 数	606	件

ここをクリックします

ページが表示されました

スタート Microsoft Excel - Book1 算定結果帳票出力方...



- 車両内訳書
- 通行経路表
- 車両の諸元に関する説明書
- 特殊車両通行許可算定書
- 特殊車両通行許可算定書(総合)
- C・D条件及び個別審査箇所一覧(簡易版)**
- 収録道路上の未収録交差点算定結果一覧
- 通行規制(公安委員会)情報一覧

保存したデータを開くと左側にこのような表示がありますので、「C・D条件及び個別審査箇所一覧(簡易版)」を選択して、印刷します

※印刷には帳票印刷プログラム(Tblprint)が必要となります。特殊車両PRサイトのダウンロードページから入手できます。
<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

C・D条件及び個別審査箇所一覧(簡易版)

このように、条件や個別審査になるかどうかわかります

種別	条件	道路管理者	路線名称	地名	往復	名称(交差点は橋梁)	交差点地名	～	目的地名	交差点地名
交差点	C	高浜川東端 岡崎	一般国道 36号線	柳町1丁目	往	#6341750693		～		
橋梁	B	高浜川東端 岡崎	一般国道 331号線	柳原町の橋	往	#6441050336	沼ノ島255	～	#6441050216	宇野原
曲線	C	高浜川東端 岡崎	一般国道 339号線	西町	往復			～	下川町#6642350124	下川
狭小幅員	C	高浜川 旭川土木現	主要地方道 北海道69号線 下川橋式渡	宇サン4野野	往復	#6642350125	下川	～	#6642450002	宇サン4野野
橋梁	個別審査	高浜川 旭川土木現	主要地方道 北海道69号線 下川橋式渡	宇サン4野野	往復	#6642350125	下川	～	#6642450002	宇サン4野野
橋梁	個別審査	高浜川 旭川土木現	主要地方道 北海道69号線 下川橋式渡	宇サン4野野	往復	#6642350125	下川	～	#6642450002	宇サン4野野
橋梁	個別審査	高浜川 旭川土木現	主要地方道 北海道69号線 下川橋式渡	宇サン4野野	往復	#6642350125	下川	～	#6642450002	宇サン4野野

申請書類は何が必要？部数は？

下の表で該当する書類(A4サイズ)を提出をお願いします。

	新規申請		更新申請	変更申請			備考
	普通申請	包括申請		車両の変更	経路の変更	その他の変更	
特殊車両通行許可・認定申請書	1部	1部	1部	1部	1部	1部	システムから印刷
車両内訳書	-	2部	-	2部	-	-	システムから印刷
車両諸元に関する説明書(普通申請用)	2部	2部	-	2部	-	-	システムから印刷 新規格車は不要
※車両諸元に関する説明書(包括申請用)	-	2部	-	2部	-	-	システムから印刷 新規格車は不要
通行経路表	2部	2部	-	-	2部	-	システムから印刷
※通行経路図	2部 +車両分	2部 +車両分	-	-	2部 +車両分	-	次頁参照
付近図	2部	2部	-	-	2部	-	インターネット等 を使って作成
自動車検査証の写し	2部	2部	-	2部	-	-	
前回までの許可証			各1部	各1部	各1部	各1部	
※軌跡図(超寸法車両のみ)	(2部)	(2部)	-	(2部)	(2部)	-	専用ソフトを使って作成
その他上記以外の書類で道路管理者が必要とするもの	超寸法などにより道路管理者が必要とするもの						

＝以下の点にご注意ください＝

- ・連結車の場合は、申請車両数はトラクタの台数となります。
- ・複数車両・複数経路の場合は、※印の書類の部数は、セット数を示します。
- ・更新申請・変更申請については、新規申請時以降の許可証一式も必要となります。
- ・けん引する場合、けん引が可能であることを確認出来るよう、車検証(写)備考欄の該当する型式に下線を引いて提出して下さい。
- ・通行経路図に使用する地図は、著作権保護の観点から「※車両制限令用道路地図」又は「道路情報便覧更新付図表示システムの白地図」を使って作成してください。(※トラック協会等で販売しています)
- ・通行経路図は、通行する経路を赤の太線で表示し、経路番号を付記します。
- ・付近図には、出発地及び目的地の付近の地図に、出発地及び目的地がわかるようにし、通行経路の一部(道路情報便覧に収録されていない道路は全区間)を赤の太線で表示します。
- ・前回までの許可証とは、新規申請時以降(新規+変更+前回分)の許可証のことです。途中の更新分は審査には必要ありません。

『その他の書類』の代表的なものは以下のとおりです。

- **新規開発車両設計製作基準適合証明書**…申請車両が建設機械の場合、新規開発車両設計製作基準に適合することを証明するもので、当該車両の基本通行条件等を記載したもの
- **理由書・運行計画書(様式1)**…車両の構造および積載する貨物の特殊性、申請車両の通行時間、誘導方法※1、待避の場所等※2を記載したもの

※1:誘導方法については、申請車両が交差点を折進する場合およびトンネル、橋梁等を通行する場合における車両の誘導について記載したもの

※2:待避場所の位置については、申請車両の走行速度が遅いため、後続の交通に影響を与え渋滞の原因となるので、適宜に待避場所を選び、後続車両を通過させ、交通の円滑を図るようにする措置を記載したもの。

● **応力計算書**(橋梁等の補強が必要となる場合)…橋梁等の補強が必要となる場合に、申請車両が橋梁に与える影響を計算したもの

- その他…所轄警察署との事前打ち合わせ記録ほか



《作成イメージ》

○ 待避場所

記載例



記載例

別紙

理由書・運行計画書

平成22年10月1日

道路管理者

北海道開発局長 殿

申請者

住所 室蘭市入江町1-14
(株)室蘭開発建設運輸

氏名 代表 開発 太郎

印

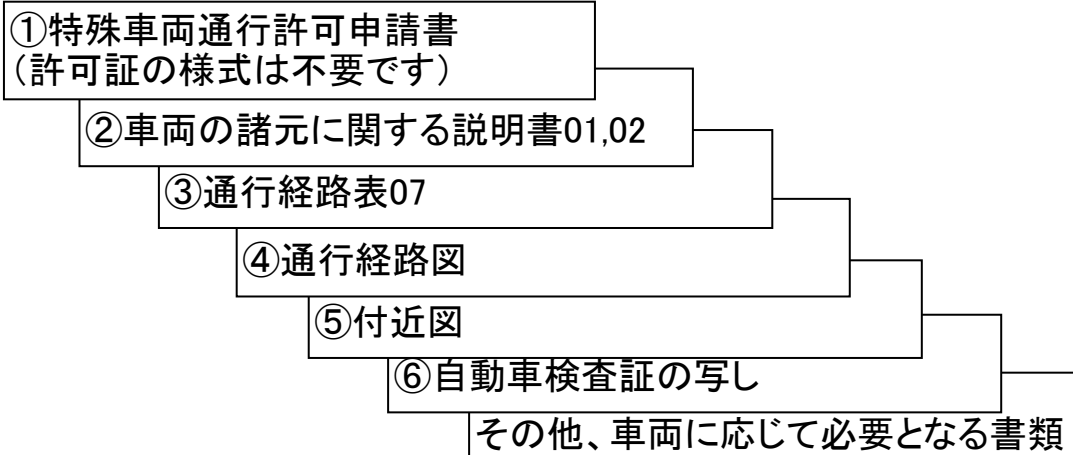
理由書	
<p><運行の必要性> 当該運搬物品は、国が発注する○○橋建設工事の橋桁を運搬します</p> <p><貨物の特殊性> 当該運搬物品である橋桁は、分割することにより強度が落ちることと、現場での組立てが困難であることから、分割不可能な積載物です</p>	
運行計画書	
運行経路	出発地：室蘭市入江町1-14 (株)室蘭開発建設運輸 ～ 国道36号 ～ 室蘭市 ～ 国道37号 ～ 長万部町 ～ 国道5号 ～ 函館市 ～ 市道新興通 ～ 目的地：函館市大川町1-17 (株)函館開発建設運輸 約185kmの区間を運行いたします
運行年月日	平成22年11月1日 ～ 平成22年11月30日 上記の期間のうち、2回運行
運行時間	21時 ～ 6時
注意事項	1. 運行にあたっては、トレーラ1両に対して先導車1両、後衛車1両で運行いたします 2. 道路が2車線の所は他の進行車両には待機場所にて待機してもらい、進行するときは無線連絡を取り合い出発指示をいたします 3. 出発するときは各誘導車と連絡を取り合い、安全を確認してから出発いたします 4. 出発地から目的地までの運行に関しては連絡を密に取り合い、万全を期して交通安全に努めると共に、申請により通行許可になった指定の経路以外は運行はいたしません 5. この運行につきましては、天候その他の事情により予定通りに運行不可能の場合、運行日の変更もあると思っておりますので、その場合は変更日をご連絡いたします 6. 待避場所は、別紙のとおりです 以上計画いたしました

申請書類はどうやって提出するの？

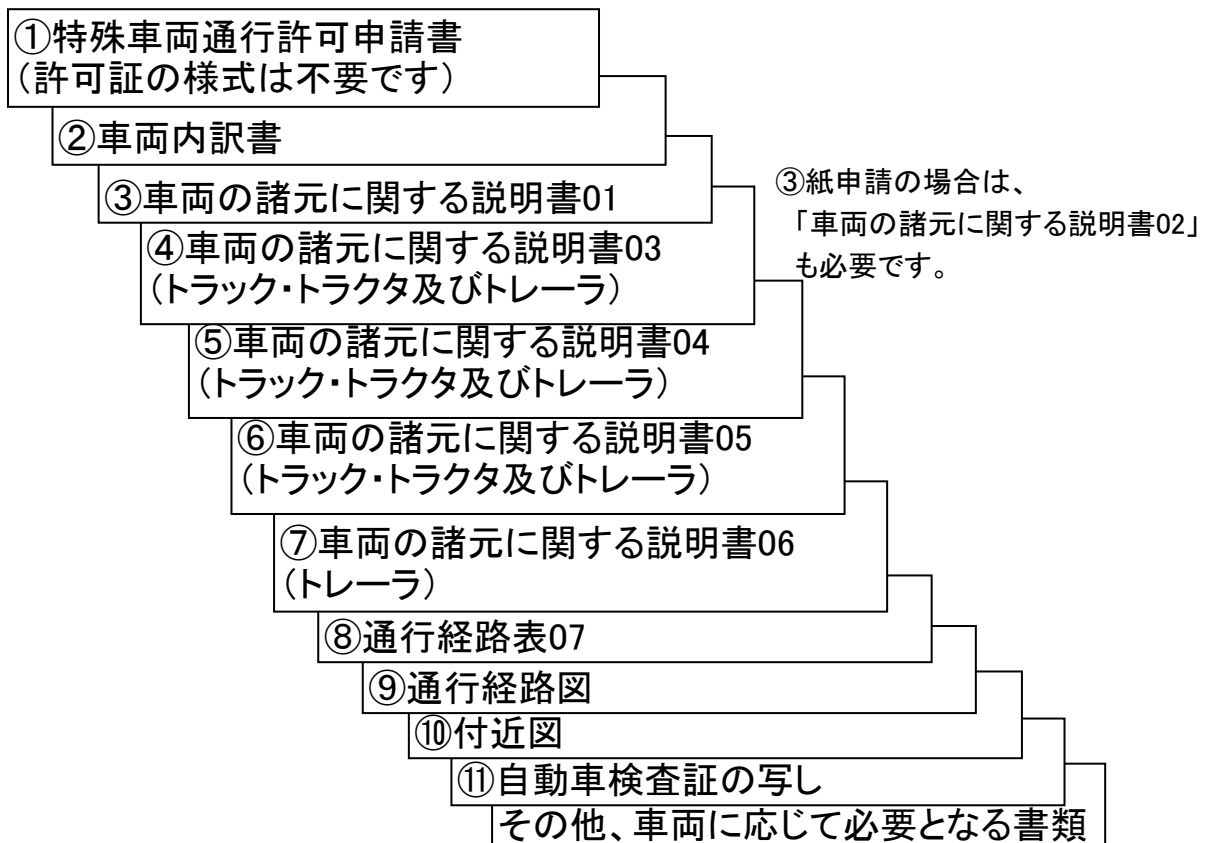
申請書と関連書類一式を、以下の順番に揃えて提出してください。

※オンライン申請は除きます

【普通申請の場合】



【包括申請の場合】



※「車種区分コード表」中の「車両の種類」がトラック、建設機械用車両その他の場合には、トレーラの様式はありません。

※変更・更新の場合は、前述の「申請書類は何か必要？部数は？？」に記載している書類を、上記の順番で編纂の上提出して下さい。

FD申請って、なに？

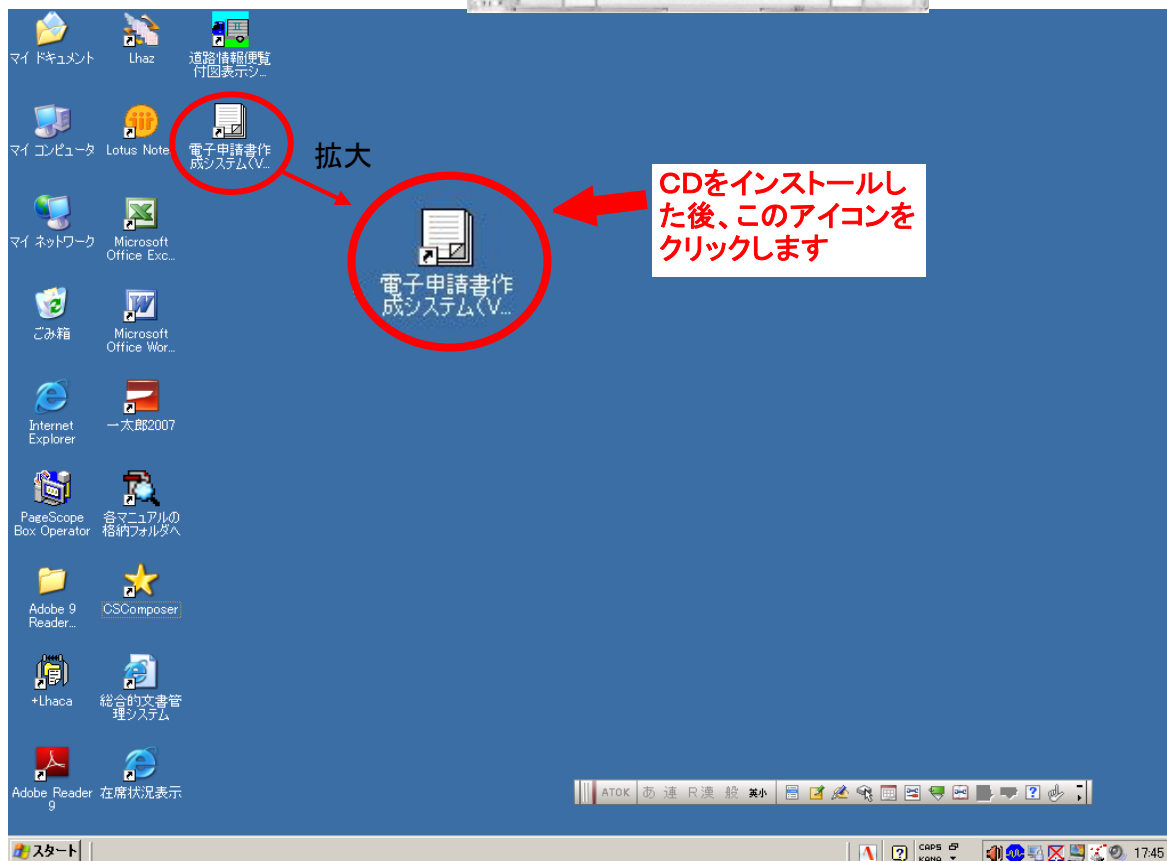
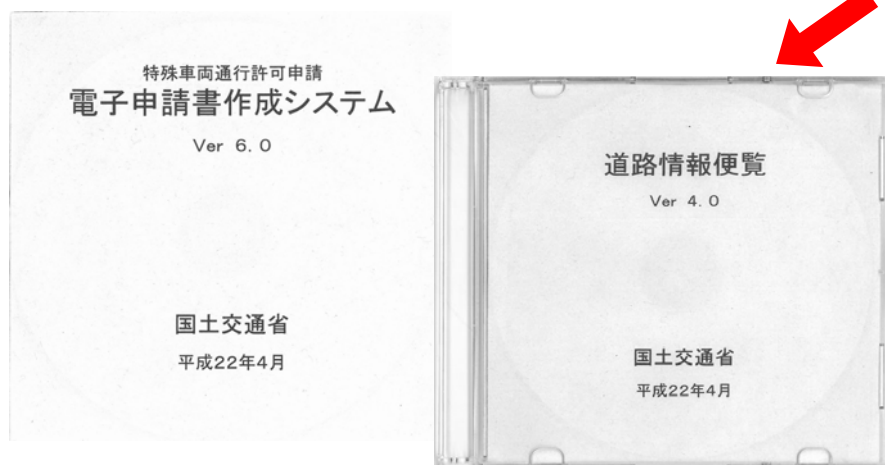
申請データをフロッピーディスクに入れて、申請書類と一緒に提出する方法です。許可データが入って戻ってくるので、更新時に使うと大変便利です。FD申請には、以下の2通りの方法があります。

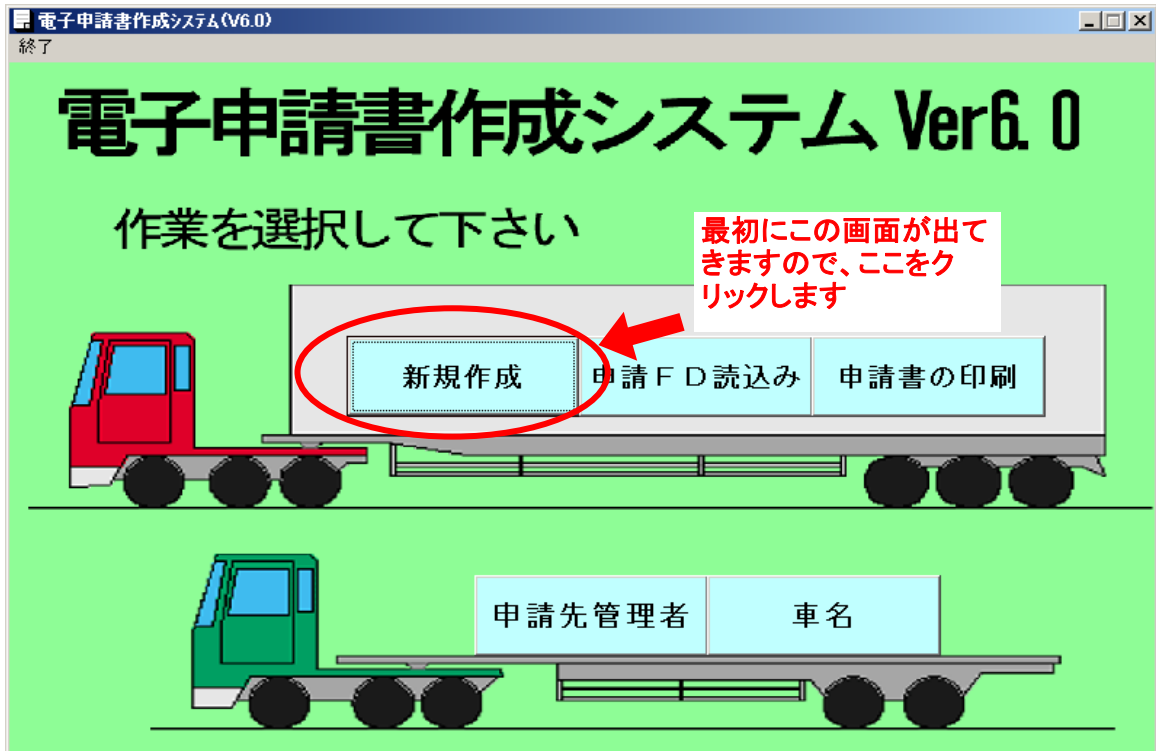
- ①電子申請書作成システムと道路情報便覧を使って、申請書類を作成する方法
- ②オンライン申請支援システムを使って、申請書類を作成する方法

FD申請って、どうやるの？

ここでは、上記の①に関する操作説明をします。
(②については、申請窓口に直接お問い合わせ下さい)

まず、申請窓口でこれらの無償版CDを受け取り、PCにインストールします(インストール方法は、CDに入っているマニュアルをご覧ください)





この画面に切り替わりますので、全ての項目を入力します

申請書類に関する内容 <申請データファイル名>

道路管理者 北海道開発局長

(都道府県名から入力して下さい)
住所 〒 051 - 8524 北海道室蘭市入江町1-14

会社名 (全角カナ) ムロランカイハツケンセツ
(全角で20文字まで)
(漢字) 室蘭開発建設部 TEL 0143 - 25 - 7042

代表者 (全角カナ) カイハツタロウ
(全角で20文字まで)
(漢字) 開発太郎
(全角で20文字まで)

担当者 開発次郎 TEL 0143 - 25 - 7042

代理人 なし

通行開始日～通行終了日 平成 22 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日

最小回転半径 1200 cm

区分・分類

普通/包括	申請区分	通行区分	事業区分	基本通行条件		
				高さ	長さ	重量

車両種類		車両分類	

積載貨物			
幅(Cm)	高さ(Cm)	長さ(Cm)	品物名

全項目の入力を確認してから、このボタンをクリックします

印刷(P) 前頁(B) 閉じる(E)

申請書類に関する内容 <申請データファイル名>

区分・分類 普通/包括 申請区分 事業区分 経路数 通行区分
 包括申請 1. 新規 2. 区域 3 3. 片道・往復

車種区分 車両の種類 車両分類 連結車分類等
 5. 一般雑貨輸送用 4. バン型 バン型
 軸種 軸数
 2. 軸数: 4軸、トラクタ: 前1軸、トレー: 後2軸

トラック/トラクタ	車名	型式	陸運支局	車両番号	他台数
トラック	日野	BKG-SH1EDXG	室蘭	100 か 1234	+
トレー	東急	TF28H7B2	室蘭	180 う 5678	+

積載貨物 幅 Cm 高さ Cm 長さ Cm
 分類 品名
 11. その他 01. 雑貨

基本通行条件 高さ 長さ 重量
 0. ナシ 0. ナシ

※バン型とタンク型では入力する必要はありません

この画面に切り替わりますので、該当項目を入力し、このボタンをクリックします

下線の付加された項目および各操作ボタンにカーソルを合わせると操作内容が表示される。

印刷(P) 閉じる(E) 前頁(B) 次頁(N)

※この印の箇所は入力の必要はありません

申請書類に関する内容 <申請データファイル名>電子申請マニュアル用.dat

車両分類 バン型 軸種 軸数: 4軸、トラクタ: 前1軸、トレー: 後2軸

車両の種類 一般雑貨輸送用

②全項目の入力を確認してから、このボタンをクリックします

①この画面に切り替わりますので、トラクタの車検証を見ながら、入力します

トラック/トラクタ トレーラ トラック・トラクタの車両諸元を入力して下さい。

整理番号	自重		幅(B) (Cm)	高さ(H) (Cm)	長さ(L) (Cm)	積載物重量	
	トラック/トラクタ(t)	垂負(人)				前部(t)	後部(t)
1	7.38	2	249	346	388		
1	7.38	2	249	346	388		

1行削除 複写 印刷(P)

=ご注意ください!!=
 長さはトレーラとの接続部分までの長さになりますので、車検証とは異なる数値になります

申請書類に関する内容 <申請データファイル名>電子申請マニュアル用.dat

車両分類 パン型 軸種 軸数：4軸、トラクタ：前1軸、トレーラ：後2軸

車両の種類 一般雑貨輸送用

①この画面に切り替わりますので、トラクタ同様、車検証情報を基に入力します

トラック・トラクタ トレーラ トレーラの車両諸元を入力して下さい。

整理番号	自重			幅(B) (Cm)	高さ(H) (Cm)	長さ(L) (Cm)	積載物重量	
	前部(C)	後部(C)	前部(C)				後部(C)	
2			3.36	249	380	1092	16.8	
1			6.80	249	380	1117	16.80	
2			5.06	249	380	1092	16.80	

②全項目の入力を確認してから、このボタンをクリックします

印刷(P) 閉じる(E) 前頁(B) 次頁(N)

＝ご注意ください!!＝
 ※「幅・高さ・長さ」は積載状態での寸法となります
 ※長さは、トラクタとの接続部分からの長さとなります
 ※積載物重量は、申請トレーラの中で最大積載量が一番少ないトレーラの最大積載量以内を全てのトレーラに入力します

申請書類に関する内容 <申請データファイル名>電子申請マニュアル用.dat

車両分類 パン型 軸種 軸数：4軸、トラクタ：前1軸、トレーラ：後2軸

車両の種類 一般雑貨輸送用

①この画面に切り替わりますので、上記の図を見ながら、数値を入力します

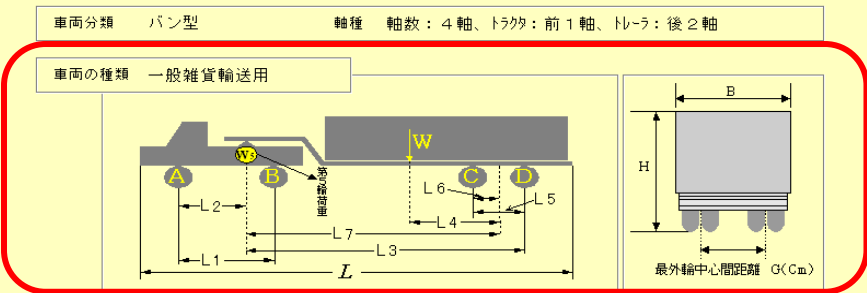
トラック・トラクタ トレーラ トラック・トラクタの車両諸元を入力して下さい。

整理番号	各軸の軸間距離および過重点等の距離(Cm)									
	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L9	L10
1	320	250								
1	320	250								

②入力を確認してから、このボタンをクリックします

印刷(P) 閉じる(E) 前頁(B) 次頁(N)

＝ご注意ください!!＝
 ※軸間距離等の数値は、車検証では確認出来ませんので、別途メーカー等からの情報が必要になります



トラック・トラクタ トレーラ トレーラの車両諸元を入力して下さい。

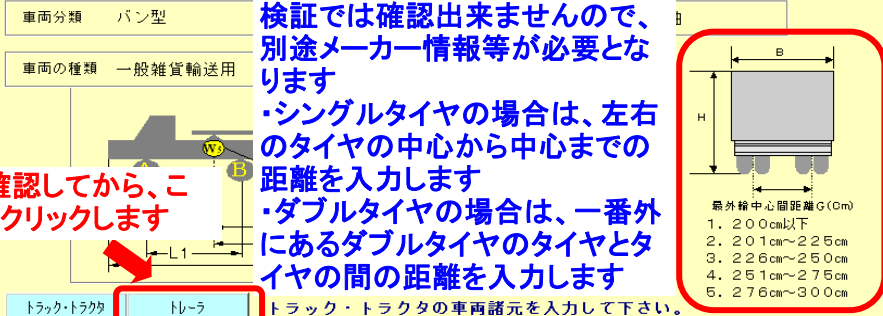
整理番号	各軸の軸間距離および過重点等の距離 (Cm)									
	L 1	L 2	L 3	L 4	L 5	L 6	L 7	L 8	L 9	L 10
2			309	301	125	63	847			
1			951	307	155	78	874			
2			909	301	125	63	847			

①この画面に切り替わりますので、上記の図を見ながら、数値を入力します

＝ご注意ください!!＝
 ※軸間距離等の数値は、車検証では確認出来ませんので、別途メーカー等からの情報が必要になります

印刷(P) 閉じる(E) 前頁(B) 次頁(N)

②入力を確認してから、このボタンをクリックします



整理番号	A軸		B軸		C軸		D軸		E軸		F軸	
	軸数	G値	軸数	G値	軸数	G値	軸数	G値	軸数	G値	軸数	G値
1	2	4.97	2	2.41	1							
1	2	4.97	2	2.41	1							

- 最外輪中心間距離 G (Cm)
- 200cm以下
 - 201cm~225cm
 - 226cm~250cm
 - 251cm~275cm
 - 276cm~300cm

①この画面に切り替わりますので、トラクタの車検証情報を基に入力します

＝ご注意ください!!＝
 ※軸数は、軸毎のタイヤの数を入力しますが、「ダブルタイヤは、2本で1本」と考えて入力します

入力チェック(K) 印刷(P) 閉じる(E) 前頁(B) 次頁(N)

申請書類に関する内容 <申請データファイル名>電子申請マニ

車両分類 バン型

車両の種類 一般雑貨輸送用

＝ご注意ください！＝
※最外輪中心間距離(G値)は車検証では確認出来ませんので、別途メーカー情報等が必要となります
・シングルタイヤの場合は、左右のタイヤの中心から中心までの距離を入力します
・ダブルタイヤの場合は、一番外にあるダブルタイヤのタイヤとタイヤの間の距離を入力します

トラック・トラクタ トレーラ
 トレーラの車両諸元を入力して下さい。

整理番号	A軸			B軸			C軸			D軸			E軸			F軸		
	軸数	軸重	G値	軸数	軸重	G値	軸数	軸重	G値	軸数	軸重	G値	軸数	軸重	G値	軸数	軸重	G値
2							2	2.08	1	2	2.08	1						
1							2	2.51	2	2.51	1							
2							2	2.08	2	2.08	1							

①この画面に切り替わりますので、トレーラの車検証情報を基に入力します

＝ご注意ください！＝
※軸数は、軸毎のタイヤの数を入力しますが、「ダブルタイヤは、2本で1本」と考えて入力します

入力チェック(L) 印刷(P) 閉じる(E) 前頁(B) 次頁(N)

②入力を確認してから、このボタンをクリックします

申請書類に関する内容 <申請データファイル名>電子申請マニュアル用.dat

車両分類 バン型 軸種 軸数：4軸、トラクタ：前1軸、トレーラ：後2軸

車両の種類 一般雑貨輸送用

計算結果

軸重(t)					
A軸	B軸	C軸	D軸	E軸	F軸
6.76	8.42	7.92	7.99		

最大軸重(t)	最遠軸距(Cm)	最小隣接軸距(Cm)	最外輪中心間距離(Cm)
8.42	1159	125	200

隣接軸重(t)	最大軸荷重(t)
15.91	4.21

このウインドウが表示されましたら、入力内容に誤りが無いことを意味しますので、このボタンをクリックします

OK

エラーが出た場合は、該当箇所を修正して、再び入力チェックをします

1行削除 入力チェック(L) 印刷(P) 閉じる(E) 前頁(B) 次頁(N)

申請書類に関する内容 <申請データファイル名>電子申請マニュアル用.dat

車両分類 バン型 軸種 軸数：4軸、トラクタ：前1軸、トレーラ：後2軸

車両の種類 一般雑貨輸送用

最外輪中心間距離 G (cm)

- 2.00cm以下
- 2.01cm~2.25cm
- 2.26cm~2.50cm
- 2.51cm~2.75cm
- 2.76cm~3.00cm

トラック・トラクタ トレーラ トレーラの車両諸元を入力して下さい。

整理番号	A軸		B軸		C軸		D軸		E軸		F軸	
	軸数	軸重	G値	軸数	軸重	G値	軸数	軸重	G値	軸数	軸重	G値
1					2	2.51	1	2	2.51	1		
2					2	2.08	1	2	2.08	1		

計算結果のウィンドウが消えましたら、このボタンをクリックして印刷します

1行削除 入力チェック(E) 印刷(P) 閉じる(E) 前頁(B) 次頁(N)

印刷画面

終了(O) **⑤最後にこのボタンをクリックします**

印刷するポイントがチェックされています。印刷内容が空欄の場合は、一部印刷されます。なお、チェックを外す

申請書 部 申請書の記載要領等 部

許可証 部

①申請書、様式01、様式03~06、車両内訳書にチェックを入れて、申請書以外は「2部」とします

様式01 2部 様式02 部

様式03 2部 様式04 2部

様式05 2部 様式06 2部

車両内訳書

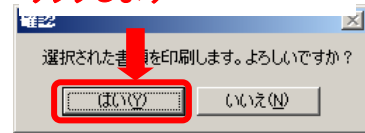
トラック・トラクタ 2部

トレーラ 2部

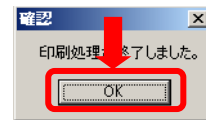
通行経路表 1部

プレビュー(V) **実行(E)**

③確認ウィンドウが出てくるので、このボタンをクリックします



④確認ウィンドウが出てくるので、このボタンをクリックします



②入力を確認してから、このボタンをクリックします

申請書類に関する内容 <申請データファイル名>電子申請マニュアル用.dat

車両分類 バン型 軸種 軸数：4軸、トラクタ：前1軸、トレー：後2軸

車両の種類 一般雑貨輸送用

最外輪中心間距離G(Cm)
 1. 2.00cm以下
 2. 2.01cm~2.25cm
 3. 2.26cm~2.50cm
 4. 2.51cm~2.75cm
 5. 2.76cm~3.00cm

トラック・トラクタ トレー トレーラの車両諸元を入力して下さい。

整理番号	A軸		B軸		C軸		D軸		E軸		F軸	
	軸数	軸重	軸数	軸重	軸数	軸重	軸数	軸重	軸数	軸重	軸数	軸重
2					2	2.08	1	2	2.08	1		
1					2	2.51	1	2				
2					2	2.08	1	2				

印刷ウィンドウが消えましたら、このボタンをクリックします

1行削除 入力チェック(K) 印刷(P) 閉じる(E) 前頁(B) 次頁(N)

申請書類に関する内容 <申請データファイル名>電子申請マニュアル用.dat

車両分類 バン型 軸種 軸数：4軸、トラクタ：前1軸、トレー：後2軸

車両の種類 一般雑貨輸送用

最外輪中心間距離G(Cm)
 1. 2.00cm以下
 2. 2.01cm~2.25cm
 3. 2.26cm~2.50cm
 4. 2.51cm~2.75cm
 5. 2.76cm~3.00cm

トラック・トラクタ トレー

整理番号	A軸		F軸	
	軸数	軸重	軸数	軸重
2				
1				
2				

「読みデータの登録」ウィンドウが出てくるので、このボタンをクリックします

登録→入力したデータをメイン画面に戻ります
 キャンセル→登録画面を閉じます。
 通行経路→通行経路入力画面を開きます

登録(R) キャンセル(C) 通行経路(K) 前頁(B) 次頁(N)

①赤枠内を入力します

北海道苫小牧市入船町1丁目2-34 苫小牧フェリーターミナル

北海道室蘭市茶津町4 (株)日本製鋼所室蘭製作所

通過する交差点番号を入力して下さい。入力後は、ENTERキーで確定して下さい。(最大250個まで入力可能です)

路線	交差点番号	1	6341750048	2	6341750808	3	6341750805	4	6341741908	5	6340370080
路線	交差点番号	6	6340370354	7		8		9		10	
路線	交差点番号	11		12		13		14		15	
路線	交差点番号	16		17		18		19		20	
路線	交差点番号	21		22		23		24		25	

※道路情報便覧を基に交差点番号を入力します

通行経路チェック <未確認> 経路チェックを行って下さい !!

②入力を確認してから、このボタンをクリックします

③経路に不連続が無ければ、このようなメッセージが出ます

不連続箇所はありません。

出力先指定

結果の出力先を指定してください。

通行経路データに誤りがあります。

画面に出力 プリンタに出力 キャンセル

※エラーがあった場合は、このメッセージが出てくるので、このボタンを押して、エラー箇所を修正します

経路不連続箇所有り !!

路線	交差点番号	1	6341750048	2	6341750808	3	6341750805	4	6341750577	5	6341741908
路線	交差点番号	6	6340370080	7	6340370354	8		9		10	
路線	交差点番号	11		12		13		14		15	
路線	交差点番号	16		17		18		19		20	
路線	交差点番号	21		22		23		24		25	

通行経路作成 <申請データファイル名>1234-5678他1台.dat

メイン画面に戻る(B) 車両諸元

1 / 1 経路

通行経路読み込み 通行経路保存 通行経路追加 通行経路削除 通行区分確認

印刷 開じる

出発地検索 出発地を入力して下さい。(全角文字で40文字まで)
 北海道苫小牧市入船町1丁目2-34 苫小牧フェリーターミナル

出発地から先頭特車交差点までの路線

最終特車交差点から目的地までの路線

目的地検索 目的地を入力して下さい。(全角文字で40文字まで)
 北海道室蘭市茶津町4 (株)日本製鋼所室蘭製作所

入力交差点数 6

通過する交差点番号を入力して下さい。入力後は、ENTERキーで確定して下さい。(最大250個まで入力可能です)

路線	未	未	北海道道道259号	一般国道36号	未
交差点番号	1 6341750048	2 6341750080	3 6341750805	4 6341741908	5 6341770080
路線					
交差点番号	6 6340370354	7			
路線					
交差点番号	11	12	13	14	15
路線					
交差点番号	16	17	18	19	20
路線					
交差点番号	21	22	23	24	25

水色に反転している箇所は、路線名を手入力する必要がありますので、「未」をクリックします

交差点追加 交差点削除 前の通行経路 次の通行経路 通行経路チェック < 2010.06.15 確認済 >

通行経路作成 <申請データファイル名>1234-5678他1台.dat

メイン画面に戻る(B) 車両諸元

1 / 1 経路

通行経路読み込み 通行経路保存 通行経路追加 通行経路削除 通行区分確認

印刷 開じる

出発地検索 閉じる

最終特車

目的地検索

通過する:

6341750048~6341750808の未収録道路の指定

経路番号 1

起点側特車交差点 6341750048

No.	交差点名称	路線名称
1	6341750048	道路法適用外道路
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

①このウィンドウが出てきますので、入力します。
 ※道路情報便覧上路線名が収録されていない都道府県道、市町村道は、各道路管理者の窓口(総合窓口でも可)へ路線名の確認をして入力します

②入力を確認してから、このボタンをクリックします

※交差点名称および路線名称は必須入力です。「半角スペース」等は入力しないで下さい。

登録

交差点番号 21 22 23 24 25

交差点追加 交差点削除 前の通行経路 次の通行経路 通行経路チェック < 2010.06.15 確認済 >

通行経路作成 <申請データファイル名>1234-5678他1台.dat
 メイン画面に戻る(B) 車両諸元

1 / 1 経路 通行経路読み込み 通行経路保存 通行経路追加 通行経路削除 通行区分確認

印刷 閉じる

出発地を入力して下さい。(全角文字で40文字まで)
 出発地検索 北海道苫小牧市入船町1丁目2-34 苫小牧フェリーターミナル

出発地から先頭特車交差点までの路線

最終特車交差点から目的地までの路線

目的地を入力して下さい。(全角文字で40文字まで)
 目的地検索 北海道室蘭市茶津町4 (株)日本製鋼所室蘭製作所

この画面になりますので、2部印刷し、閉じます

入力交差点数 6

通過する交差点番号を入力して下さい。入力後は、ENTERキーで確定して下さい。(最大250個まで入力可能です)

路線	未	未	未	未	未
交差点番号	1	2	3	4	5
路線	道路法適用外道路	道路法適用外道路	北海道道259号	一般国道36号	道路法適用外道路
交差点番号	6	7	8	9	10
路線					
交差点番号	11	12	13	14	15
路線					
交差点番号	16	17	18	19	20
路線					
交差点番号	21	22	23	24	25

交差点追加 交差点削除 前の通行経路 次の通行経路 通行経路チェック < 2010.06.15 確認済 >

読み込みデータの登録

メイン画面に戻る

保存場所を変更する場合に使用して下さい。

a:

a:¥

フォルダ作成

このウィンドウが出てきますので、フロッピーディスクをセットし、保存場所にフロッピードライブを選んで(通常はa)、ファイル名を入力後、登録ボタンをクリックします

<保存場所>
a:¥

<ファイル名>
1234-5678他1台

登録→入力したデータを設定した保存場所に登録後、メイン画面に戻ります。

キャンセル→登録画面を閉じます。

通行経路→通行経路入力画面を開きます。

登録(Y) キャンセル(C) 通行経路(K)

以上で終了です

道路情報便覧付図表示システムの利用方法

基本操作1

☆はじめにここをクリックします。

ここをクリックするとポイントが+、-の付いた矢印になります。

- ・+は地図の拡大、-
- ・は地図の縮小で、拡大・縮小したい箇所を左クリックすると地図の縮尺が拡大・縮小されます。

ここをクリックするとポインタが手の形になります。

- ・左クリックをしたまま移動させたい方向へマウスを動かし、左クリックを放すと地図が移動します。

交差点番号は画面右上の6桁、路線にある4桁、あわせて10桁で構成されています。ここでは「6341401609」となります。

画面縮尺 1/10400

緯度:42度20分41秒 経度:141度02分57秒

任意表示 移動

基本操作2

未収録路線はシステムに道路情報がないく、路線名称がわからないので、各道路管理者(都道府県、市町村)へ路線名を確認した上で申請する必要があります。

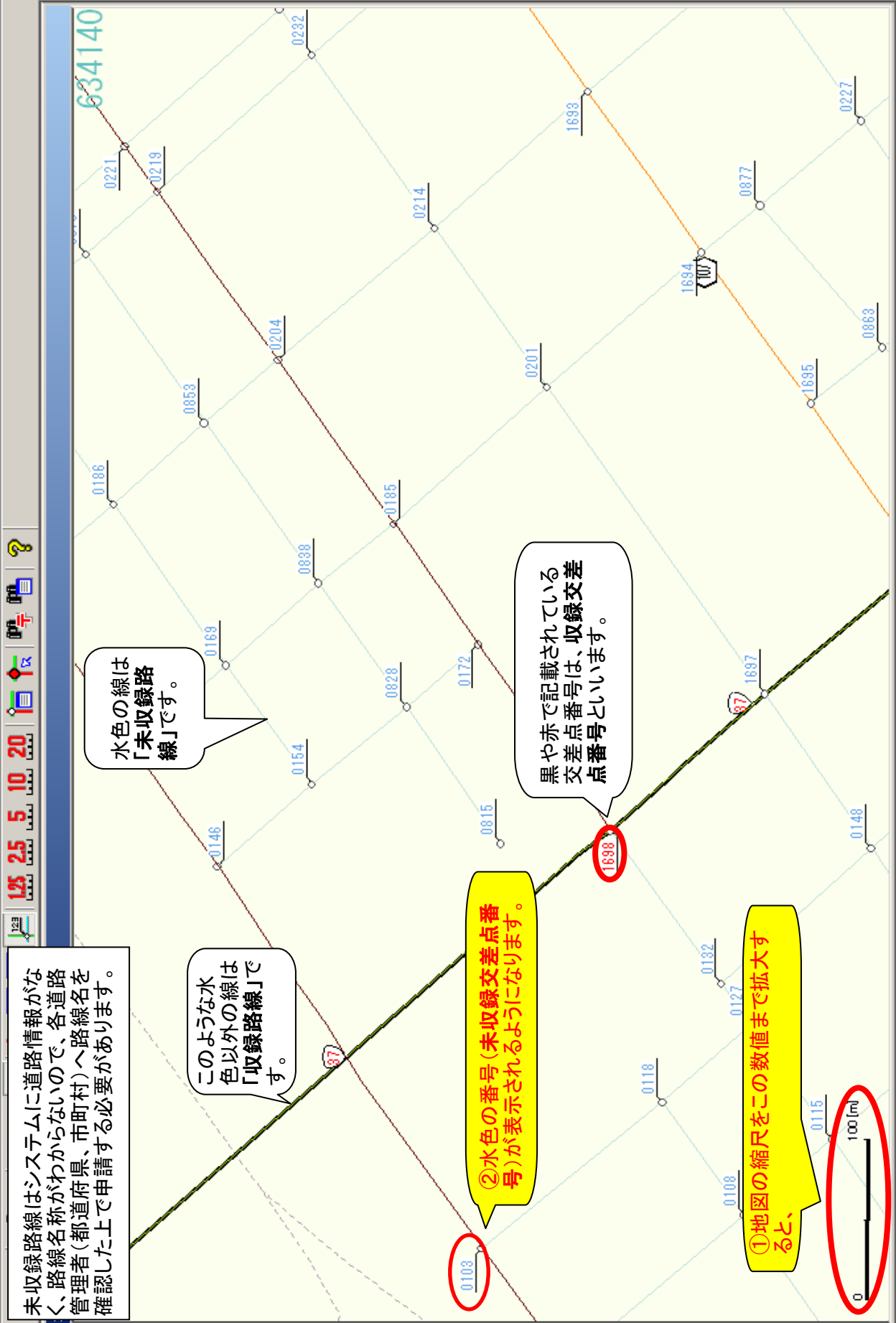
水色の線は「未収録路線」です。

このような水色以外の線は「収録路線」です。

②水色の番号(未収録交差点番号)が表示されるようになります。

黒や赤で記載されている交差点番号は、収録交差点番号といえます。

①地図の縮尺をこの数値まで拡大すると、



例1

国道37号沿いに出発地、国道36号沿いに目的地があり、国道107号を経由する場合を例に説明します。

- ・地図を【出発地】に移動させます。画面上部にある「検索」→「住所検索」から検索する方法もあります。
- ・【出発地】の前を通行するように交差点番号を探ります。この場合は、「6341401698」が起点となります。
- ・経路で通行する路線毎に始点と終点を探ります。この場合は、「国道37号の終点」「国道107号の始点」である「6341401696」、「国道107号の終点」「国道36号の始点」である「6341401609」、「目的地前を通過する国道36号の終点」である「6341401611」を探ります。

＝まとめ＝
この場合で探る交差点番号は、「6341401698」「6341401696」「6341401609」「6341401611」となります。



例2-1

付図表示システム4 - 地図ウインドウ

選択(A) 表示コントロール(C) 交差点番号選択(B) 検索(S) バージョン情報(H)

国道37号沿いに出発地、市道沿いに目的地があり、国道107号を経由する場合を例に説明します。

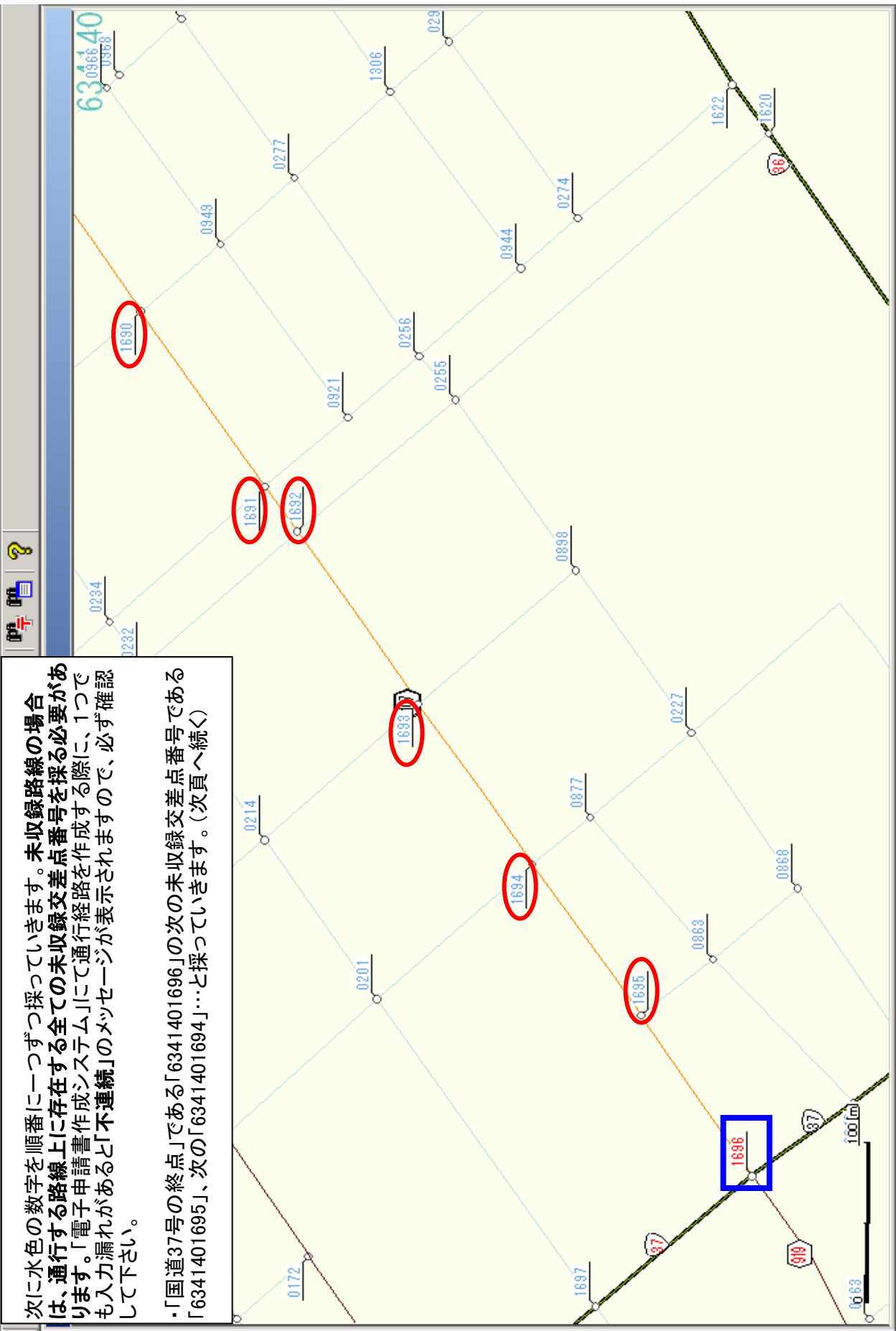
- ・地図を【出発地】に移動させます。画面上部に「検索」→「住所検索」から検索する方法もあります。
- ・【出発地】の前を通行するように交差点番号を探ります。この場合は、「6341401698」が起点となります。
- ・経路で通行する路線毎に始点と終点を探ります。この場合は、「国道37号の終点」「国道107号の始点」である「6341401696」を探ります。
- ・「道路の終点」「市道の始点」となる交差点番号が収録されておらず、この画面では表示されないため、拡大して未収録交差点番号を表示します。(次頁へ続く)



例2-2

次に水色の数字を順番に一つずつ探っていきます。未収録路線の場合は、通行する路線上に存在する全ての未収録交差点番号を採る必要があります。「電子申請書作成システム」にて通行経路を作成する際に、1つでも入力漏れがあると「不連続」のメッセージが表示されますので、必ず確認して下さい。

・「国道37号の終点」である「6341401696」の次の未収録交差点番号である「6341401695」、次の「6341401694」…と探っていきます。(次頁へ続く)



例2-3

道路表示システム4 - 地図ウィンドウ

種別(A) 表示コントロール(C) 交差点番号選択(B) 検索(E) パーソナル情報(H)

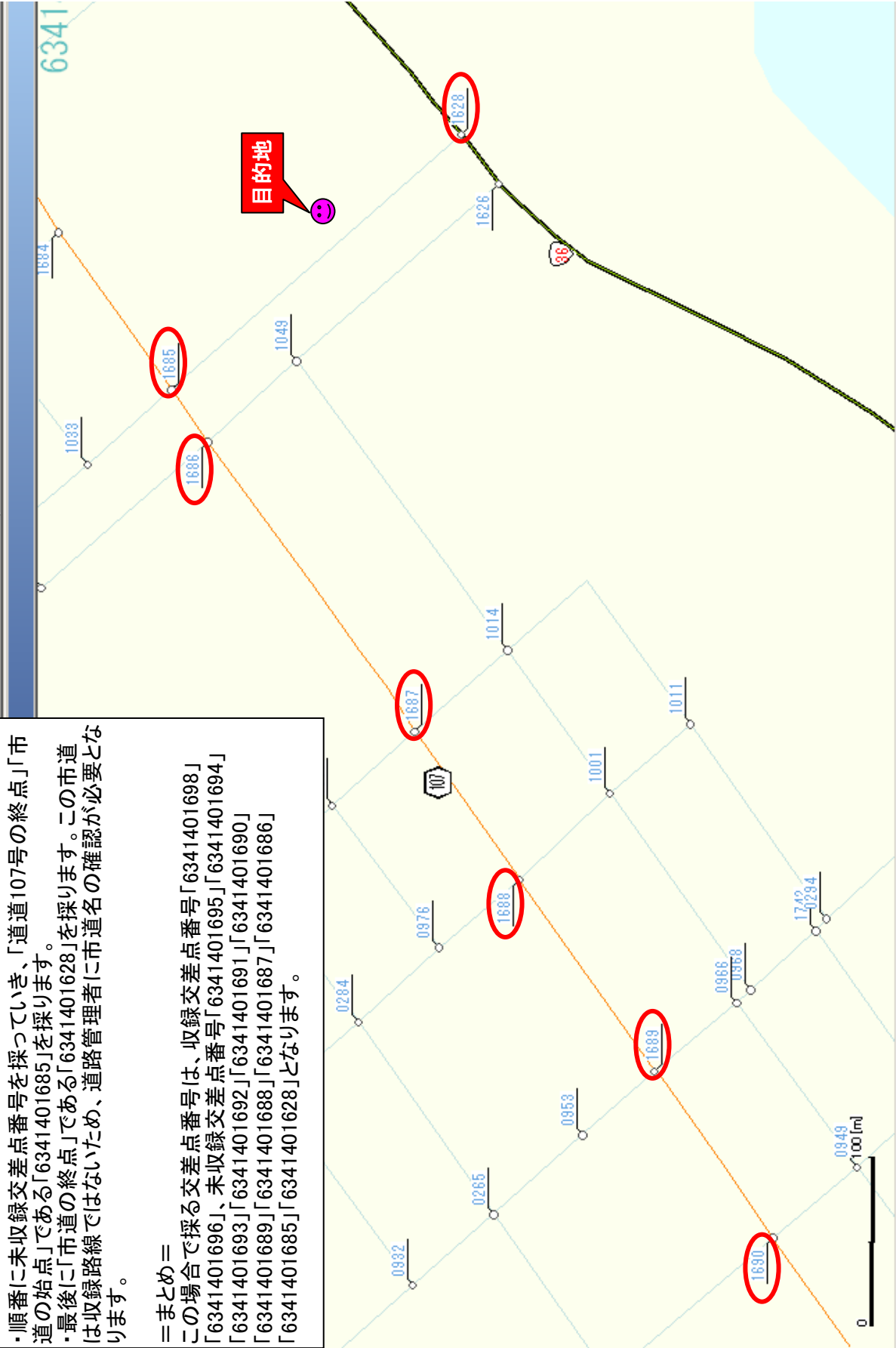
1/25 5 10 20

・順番に未収録交差点番号を採っていき、「道道107号の終点」「市道の始点」である「6341401685」を採ります。

・最後に「市道の終点」である「6341401628」を採ります。この市道は収録路線ではないため、道路管理者に市道名の確認が必要となります。

＝まとめ＝

この場合で採る交差点番号は、収録交差点番号「6341401698」「6341401696」、未収録交差点番号「6341401695」「6341401694」「6341401693」「6341401692」「6341401691」「6341401690」「6341401689」「6341401688」「6341401687」「6341401686」「6341401685」「6341401628」となります。



オンライン申請とは

事務所や自宅などで、インターネットを利用して、パソコン画面を見ながら申請書の作成や、オンラインでの申請・許可証の受け取りができます。

オンライン申請では、以下の利点があります。

1. 申請者の事務所や自宅で申請や許可証の取得ができるため、窓口に来る必要がありません。
2. 個別審査がない場合には、許可証発行までの期間が短縮されます。
* 個別審査とは、システムに収録されていない道路または超寸法等のため申請窓口では審査できず、直接管理する道路管理者による審査が必要ということです。
3. 過去の申請データが利用でき、更新時などの申請書作成が簡素化されます。
4. パソコン画面(地図画面)上で、通行経路を指定できます。
5. 経路を選択しながら、事前に通行条件が分かります。
6. 車検証の添付が不要です。(ただし、提出を求める場合もあります)

* 車検証の提出を求める場合

代表申請車両の車検証はシステムから出力されるため、基本的には提出の必要はありません。しかし、申請者が代表車両とする車番とシステムが代表車両と判断する車番が必ずしも一致しないため、申請車両の諸元の確認が行えず、車検証の提出を求める場合があります。

① オンライン申請を始めるには

- ・パソコンの準備をします。(詳細は特車運用事務局HP
<http://www.tkusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>で確認してください。)
- ・環境設定プログラムを入手します。(最寄りの申請窓口または特車運用事務局HP:
<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>からダウンロードする。)
- ・電子証明書を取得します。(詳細は特車運用事務局HP:<http://www.tkusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>で確認してください。)



* 電子証明書とは、本人確認を行うために必要なものです。申請者に電子署名を行っていたことにより、申請窓口では、送信された申請データが申請者ご本人で作成されたものであることを確認できます。電子署名は、インターネットを利用して電子申請を行う場合、第三者によるデータの偽造を防止するためにも、必要になります。

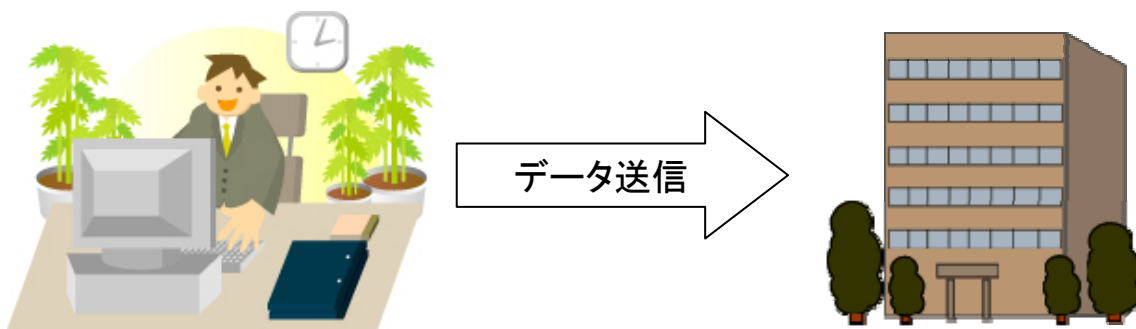
- ・ユーザーIDを取得します。

*ユーザーIDとはデータベース上で申請者を管理するために必要なIDです。申請の際に使用したユーザーIDに許可データが登録されます。**ですから原則、「1申請者1ユーザーID」なので、すでに申請をしたことがある申請者については自分でユーザーIDを取得せず、窓口へ照会してください。**

ユーザーIDが複数あると許可データが分散されてしまいます。許可データを利用して更新データを作成しようとしたときに、どのユーザーIDで取得した許可かわからなくなってしまい、データを利用することができなくなってしまいます。

② 申請

- ・オンライン上にて申請書を作成し、データの送信を行います。このときに、付近図、デジタル経路図、その他必要書類も添付して申請を行ってください。添付できないときには速やかにFAX等で送付してください。**申請書類が整うまでは受理しませんのでご注意ください。**なお、車検証については添付を省略できますが、場合によっては後日提出を求めることもありますので、差し支えがなければ当初の申請時に添付していただくと審査時間の短縮になります。



③ 受付・審査

- ・申請データが到達し、添付書類の不足がないかを確認し、受理をします。
- ・書類審査、不備訂正（申請者が内容確認に時間がかかるとき、申請内容を大幅に変更するとき等は、申請を差し戻しいたしますので、内容を精査の上、再申請願います。）
- ・システムによる通行算定
- ・他の道路管理者への通行協議（個別審査箇所、超寸法、未収録路線等）
- ・通行条件の決定

④ 納入告知書の発送、手数料の支払

- ・東京の財務省会計センターから納入告知書が発送されます。
- ・日本銀行歳入代理店(銀行、信用金庫、郵便局)で手数料を支払い、領収証書の交付を受けます。

⑤ 許可証の交付

- ・手数料支払い済み領収証書を申請書提出窓口にFAXします。
- ・手数料納付を確認後、許可データを送信します。

⑥ 許可証の携帯

- ・交付された許可証は印刷し、申請車両に携帯してください。

電子許可証を利用する際の注意事項

車両を通行させる場合には、取得した電子許可証から、以下を印刷して携行してください。

- ・許可証(鏡文書を含む)
- ・条件書
- ・経路表
- ・経路図
- ・車両内訳書(包括申請時)

また、オンライン申請をする場合でも、窓口にお越し頂くこともあるため、(通行経路が含まれている)最寄りの窓口事務所等に提出して頂きますようお願いします。

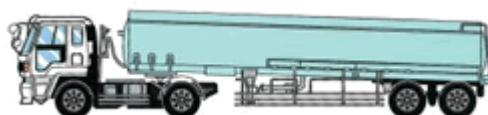
申請に伴う車種別注意点

一般セミトレーラについて

一般セミトレーラには、バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ用、自動車運搬用、あおり型、スタンション型、船底型、その他、といった区分があります。



バン型



タンク型



幌枠型



コンテナ用

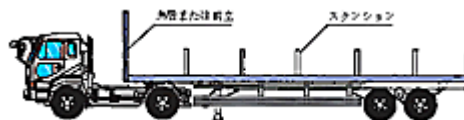


自動車運搬用

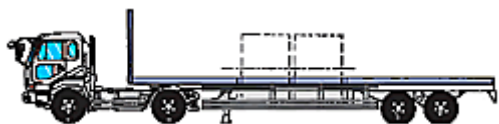
※ 別紙 特例5車種 該当



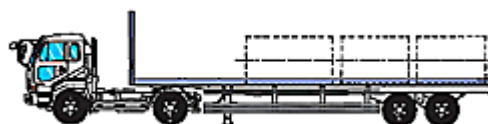
あおり型



スタンション型



船底型タイプ I



船底型タイプ II

※ 別紙 追加3車種 該当

一般セミトレーラの許可基準としては、次の事項に合致する必要があります。

- 1, 最大軸重が 10 t以内 であること。
- 2, 最大輪荷重が 5 t以内 であること。

3, 隣接軸重が下記の範囲に収まること。

- ・隣り合う車軸に係る軸距が1.8m未満の場合は18t。
- ・隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、その隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t。
- ・隣り合う車軸に係る軸距が1.8m以上の場合は20t。

以上が、一般セミトレーラとして許可を受ける際の基本的要件となります。

許可にあたっては、幅・高さ・長さ・重量などの車両諸元と、申請経路の状況などにより通行条件が付され、許可を受けることとなります。

申請したいセミトレーラが、どの区分に属するののかについては、車検証や申請を行う際の車両状態で判断することとなります。

(例えば・・・通常は「あおり」を装着して、「あおり型」で許可を受けて使用している車両に、幅広の鋼板を積載したいため、「あおり」を取り外して平床トレーラとして運行する場合は、一般セミトレーラ(その他)型で申請することとなります。)

注意!

☆ 区分が判断できないセミトレーラ = 一般セミトレーラ(その他)ではありません。

一般セミトレーラ(その他)とは、上段に記載したバン型などに含まれない、低床・平床・建機運搬用などのシャーシが対象となります。



平床タイプ 一般セミトレーラ(その他)

一般セミトレーラにかかる特例申請について

先に説明しました、一般セミトレーラの申請については軸重等による制限がありますが、それらの要件と下記要件全てを満たす場合にのみ、トレーラ（シャーシ）形式が特例車種に該当していれば、バン型等特例車種として包括申請することが可能となります。

特例要件

1, トレーラ（シャーシ）形式が特例5車種である。

※特例5車種とは、バン型・タンク型・幌枠型・コンテナ用・車両運搬用を指し、一般セミ説明欄にも記載あり。

2, 幅は、2.5m以下である。

3, 車両総重量が、44t以下である。

4, 車両高は、高さ指定道路にあつては4.1m以下。その他道路は3.8m以下。

5, 車両長は、セミトレーラ連結車にあつては、17.0m以内。

また、上記要件を同じく満たし、貨物の落下を防止するための十分な強度の「あおり」等及び固縛装置を有する下記の3車種についても、特例の対象となりました。

☆追加3車種 あおり型、スタンション型、船底型（I・II）

注意！

ただし、貨物をはみ出して積載する（制限外積載）などの場合は、同じ車種・型式においても、特例の対象とはなりませんのでご注意ください。

→ 別途申請となります。（不明な場合は、窓口までご相談下さい。）

なお、以下の点について内容を十分ご確認のうえ、申請をお願いいたします。

☆ 積載貨物はあくまで雑貨のみです。

→ 例えば、タンク型トレーラは、燃料油脂以外も積載して運行することもあります。劇薬などの特別危険物扱いになるものに関しては、雑貨として扱いませんので、積載品名に正確に記入したうえで、別途申請をお願いします。



番号 00125 A

平成 22年 5月 10日

室蘭運輸支局長

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
室蘭 100 か 1651 車	平成 14年 5月 28日	平成 14年 5月 5日	普通乗車	貨物	事業用	トラックタ [027]
ニッサンデイズール	[215]		長さ	幅	高さ	前軸重 6740 kg 後軸重 39560 [16850] kg 前後軸重 4540 kg 後軸重 2200 kg 型式指定番号
CK482B12345 型式	原動機の型式	総排気量又は定格出力	燃	の種	の種	型式指定番号
KL-CK482BAT	G E I 3	570 cm ³	軽油	13.07 L		
所有者の氏名又は名称	日産デイズール北海道販売株式会社					
所有者の住所	北海道札幌市厚別区厚別中央2条2丁目1-1					
使用者の氏名又は名称	苫小牧道路 株式会社					
使用者の住所	北海道苫小牧市日吉町2丁目1番地5					
使用の本拠の位置	*****					
有効期間の満了する日	平成 23年 5月 9日	年	月	日		
備考	<p>[室蘭], 継続検査 自動車重量税額 ¥112,000 [21年度税制] 平成22年5月10日 継続検査 受検済み 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。速度抑制装置付 [走行距離計表示値] 802,600km (平成22年5月10日) [旧走行距離計表示値] 688,700km (平成21年5月10日) 最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。</p>					

積載状態での車両総重量です。この数値を超過する事はできません。
※特例車種申請であっても、総重量44tの許可はできませんのでご注意ください。

トレーラ(シャシー)側に第五輪荷重の指定がある場合は、超過する運搬はできませんので、ご確認ください。

有効期間の切れているものは申請書に添付できませんので、ご確認のうえ、有効期間内のものをご用意下さい。

[50512 0000]

[08424]

番号 00396 A

自動車検査証

平成 22年 3月 4日

室蘭運輸支局長

自動車登録番号又は車両番号		登録年月日/交付年月日		初度登録年月		自動車の種別		用途		自家用・事業用の別		車体の形状			
室蘭 100 え 1048 車		平成 20年 2月 28日		平成 20年 1月 1日		普通 乗車 定員		貨物 最大積載量		事業用		バンセミトラ 重量 [041]			
ユソーキ		車台番号 [361]		長さ		幅		高さ		前後軸重		前後軸重 後軸重			
Y F S 2 2 0 3 1 1 0		型式		1268 cm		249 cm		376 cm		7990 kg		27990 kg			
Y F S 2 2 0 3		原動機の種類		総排気量又は定格出力		燃料		種類		型式指定番号		重量 2830 kg			
所有者の氏名又は名称		住所		住所		住所		住所		住所		住所			
有限会社 開発道路輸送		北海道室蘭市入江町1番地14		***		***		***		***		***			
使用者の氏名又は名称		住所		住所		住所		住所		住所		住所			
使用者の氏名又は名称		住所		住所		住所		住所		住所		住所			
使用者の氏名又は名称		住所		住所		住所		住所		住所		住所			
使用の本拠の位置		北海道苫小牧市日吉町2丁目1番地5		北海道苫小牧市日吉町2丁目1番地5		北海道苫小牧市日吉町2丁目1番地5		北海道苫小牧市日吉町2丁目1番地5		北海道苫小牧市日吉町2丁目1番地5		北海道苫小牧市日吉町2丁目1番地5			
有効期間の満了する日		平成 22年 12月 26日		平成 22年 12月 26日		平成 22年 12月 26日		平成 22年 12月 26日		平成 22年 12月 26日		平成 22年 12月 26日			
備考		[室蘭], 継続検査 自動車重量税 非課税 [21年度税制]		*けん引車* ニッサンデューゼル W-CK540BNT, W-CK610BNT, W-CK620BNT, KC-CK541BHT, KC-CK551BNT, KC-CK631BNT, W-FP415DR, KC-FP412DR, KC-FP515DR, KC-FP54JD R, 日野 KC-SHIFDEG, W-SH3FDDBA, W-SH2VDDBA, W-SH1VDDBA, KC-SHIFDCG, P-SH691AH, P-SH721AA, いすゞ W-EXD72D, KC-EXR81D1, KC-EXR82D1, KC-EXR82D2, KC-EXR82E1, KC-EXR82E2, *第五輪荷重* 9,490 kg 以上のものとする。 [その他検査事項] (1)車名 ボルボ型式不明 (YV2A4DBA5XA, YV2A4B3A6WA, YV2A4DBA6XA) 以下余白		[連結適合型式]		継続検査 受検済		[50504 0000]		[50512 0000]		[50512 0000]	

車体形状に、「バン」という記載が無く、「セミトラ」とのみ記載されている場合でも、高さが概ね370cmを超えている場合は、車検時にバン型であった可能性があります。申請時点の現車形状を必ずご確認下さい。

番号 00538 A

平成 22年 5月 24日

室蘭運輸支局長

自動車検査証

この車両区分がないので、形状からバン型として申請します。

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用	車体の形状
室蘭 800 え 9460 車	平成 15年 6月 24日	平成 15年 6月	普通乗車	乗車定員	乗車積載量	冷蔵冷凍セミトレーラ [633]
トレクス	車台番号	[361]	長さ	幅	高さ	前軸重 9850 kg 前後軸重 27950 kg 前後軸重 27950 kg 後軸重 3270 kg 後軸重 3280 kg 後軸重 3270 kg
PFN241015678	型式		1299 cm	249 cm	377 cm	型式指定番号
PFN24101	原動機の型式		総排気量又は定格出力	燃料の種類		類別区分番号
所有者の氏名又は名称	室蘭港湾開発通運 株式会社					
所有者の住所	北海道室蘭市祝津町1丁目1番6					
使用者の氏名又は名称	***					
使用者の住所	***					
使用の本拠の位置	***					
有効期間の満了する日	平成 23年 6月 23日	年 月 日				
備考	<p>[室蘭], 継続検査 自動車重量税 非課税 [21年度税制] 平成21年6月8日 継続検査 受検済み *けん引車* いすゞ KL-EXD52D3, KC-EXR52D2, KC-EXR52E2, KL-EXR52D3, W-EXR72D, PJ-EXD52D6, PJ-EXD52E6, 三菱 KC-FP415DR, KC-FP515DR, P-FP415DR, W-FP415DR, KL-FP50JDR, KL-FP54JDR, PJ-FP54JGR, ニッサンデンジャー W-CK620BNT, 以下余白</p>					

通常のバンセミトレーラと比較して、最大積載値が小さく、軸重が重くなる事に注意します。
 ※包括申請の場合、他のバンセミトレーラの積載量に影響が出ることもあります。

番号 00222 A

平成 22年 5月 19日

室蘭運輸支局長

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号		登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状		
室蘭 800 え 1111 車		平成 20年 10月 17日	平成 26年 11月	普通乗車	特種	事業用	タンクセミトレーラ [914]		
東急		[191]		長さ	幅	高さ	前軸重量	後軸重量	
TST1612-1111 型式		原動機の型式		920 cm	249 cm	294 cm	3830 kg	19830 kg	
TST1612		—		総排気量又は定格出力	燃	料	の	種	
所有者の氏名又は名称		開発ガソリン販売 株式会社		—	—	—	—	—	
所有者の住所		北海道室蘭市入江町1番地14		—	—	—	—	—	
使用者の氏名又は名称		***		—	—	—	—	—	
使用者の住所		***		—	—	—	—	—	
使用の本拠の位置		***		—	—	—	—	—	
有効期間の満了する日		平成 23年 5月 30日	年 月 日	—		—		—	
備考		[室蘭], 記載変更 自動車重量税 非課税 [21年度税制] 平成 23年 5月 21日 継続検査 受検済み 危険物 第二石油類 *危険物* [品名] [12] 第二石油類 [容積] 2000 L [比重] 0.85 [品名] [05] 第一石油類 [容積] 2000 L [比重] 0.75, 積載の組み合わせは、設置許可書等による。 *けん引車* ニッサンデューゼル W-CK520BNT, W-CK620BNT, 三菱 P-FP415DR, KL-FP54JDR, いすゞ KC-EXD52E6, W-EXR72D		日野 W-SH3FDDBA		—		型式指定番号	類別区分番号
				—		—		—	

番号 00889 A

平成 21年 11月 9日

室蘭運輸支局長

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号		登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状		
室蘭 12 を 8226 車		平成 8年 3月 21日	平成 8年 3月	普通乗車	貨物最大積載量	事業用	コンテナセミトレーラ [041]		
フルハーブ			[276]	乗車定員	長さ	高さ	前後軸重	前後軸重	後軸重
FKD220C-71110 型式				1119 cm	246 cm	155 cm	- kg	- kg	1430 kg
FKD220C				総排気量又は定格出力	燃	種	型式指定番号	類別区分番号	
所有者の氏名又は名称		20ftの基準内(減載)であれば、ISO海上コンテナの積載も可能。※フル積載できるまでの重量値はあるが、基準緩和を受けておらず、かつ、2軸車両のためフル積載は不可。							
所有者の住所		有限会社 開発道路輸送							
使用者の氏名又は名称		北海道室蘭市入江町1番地14							
使用者の住所		***							
使用の本拠の位置		***							
有効期間の満了する日		北海道苫小牧市日吉町2丁目1番地5							
備考		平成 22年 11月 25日	年 月 日	[50512 0000]					
[室蘭], 継続検査 自動車重量税 非課税 [21年度税制] 平成21年11月9日 継続検査 受検済み *けん引車* いすゞ P-EXR21C, W-EXD72DZ, W-EXR72D, KC-EXR82D1, ニッサンデイズ P-CK66BT, P-CK67BT, W-CK610 BNT, W-CK620BNT, KC-CK631BNT, 日野 P-SH631AA, W-SHIFDAA, W-SH2FDAA, W-SH3FDAA, W-SH1VDAA, W-SH1VDDBA, W-SH2VDAA, W-SH2VDDBA, W-SH2VDAG, W-SH2VDBG, KC-SH4FDCG, 三菱 P-FP415DR, W-FP415DR, W-FP419DR, いすゞ PJ-EXR52G6, PJ-EXD52D6, *第五輪荷重* 8,840 kg [その他検査事項] [300] ABS規制適合車 以下余白									

重量物運搬用セミトレーラの考え方



重量物運搬用のセミトレーラは、建設機械類や工業用製品などに見られる、**物品の構造上、分割不可能および長大な寸法・重量を有するもの**を運搬することを目的として、車検証における各制限値 [車両総重量・最大積載量・軸重・隣接軸重 など] について、前述要件を満たす場合にのみ適用することができる、【**保安基準緩和**】の認定を受けているものを指します。

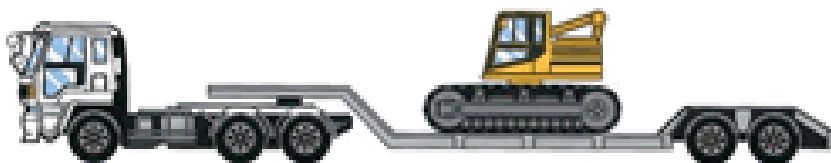
従前は、積載時の最大軸重などにより、10 t未満であれば、一般セミトレーラ（その他）にて許可しているケースもありましたが、申請者より【**重セミ**】として申請を受け、かつ当該申請におけるトレーラが基準緩和を受け、要件を満たしていれば、軸重等の数値は関係無く、【**重セミ**】として許可することとなります。

また、車検証備考欄に記載されている基準緩和事項（上段記載事項と同じ）を適用させて運搬する必要がある場合、**牽引できるトラクタは、第五輪荷重の数値をクリアし、かつ、連結適合確認ができるもののみ、許可対象となります**ので、必ず記載事項の確認をお願いします。

なお、**トラクタ・トレーラともに保安基準緩和の適用を受けている場合においても、トラクタの車両総重量の値を超過することはできません**ので、くれぐれもご注意ください。

※「重セミトレーラにバラ積み・分割可能物品を積載したい」場合、軸重10 tまでとされる制限については一般セミトレーラと同じですので、該当する物品を積載する場合は、軸重・輪荷重などの数値を確認して下さい。超過している場合は減トンの対象となります。（積載物品の状態がわかりにくい場合は、確認をさせていただく場合もあります。）

※別紙 車検証サンプルを参考にご確認下さい。



番号 00236 A

平成 22年 8月 19日

室蘭運輸支局長

自動車検査証

基準緩和適用時
第五輪荷重

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	事業用の別	車体の形状	
室蘭 100 か 3308 車	平成 15年 9月 30日	平成 15年 9月	普通乗車	乗用	トラック	積載状態 総重量上限値 7
三菱	車台番号	[313]	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両
FV50LH123456	型式		長さ	幅	前後軸重	前後軸重
KL-FV50LHR改	原動機の型式		高さ	燃料の種類	前後軸重	前後軸重
所有者の氏名又は名称	型式		総排気量又は定格出力		型式指定番号	類別区分番号
所有者の住所	8M22		673 cm ³	340 cm	4980 kg	2300 kg
使用者の氏名又は名称	株式会社 室蘭開発建設運輸		19.00 kW			
使用者の住所	北海道室蘭市入江町1番地14					
使用の本拠の位置						
有効期間の満了する日	平成 23年 8月 18日					
備考	<p>[室蘭], 継続検査 自動車重量税額 ¥243,000 [21年度税制] 平成21年7月9日 継続検査 受検済み 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 この自動車は速度抑制装置の装備義務付けの対象外です。 [走行距離計表示値] 421,600km (平成22年8月19日) [旧走行距離計表示値] 318,800km (平成21年8月20日) 平成13年騒音規制車, 近接排気騒音規制値 99dB</p>					

保安基準緩和 [認定年月日] 平成16年6月4日 [北海道運輸局] 257 [緩和事項]
[004] 車両総重量, [005] 軸重, [056] 隣接軸重, [制限事項] [004] 自動車の後面及び運転者席には、車両総重量を表示すること。、[005] 自動車の後面及び運転者席には、軸重を表示すること。、[095] 自動車の後面及び運転者席には、隣接軸重を表示すること。、[091] 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。、[092] 運行にあたっては、道路交差及び道路法を厳守すること。、[その他検査事項] [109] 速度制限装置付、最高速度60キロメートル毎時以下
最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

番号 00987 A

平成 22年 6月 22日

室蘭運輸支局長

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	
室蘭 130 う 1234 車	平成 18年 12月 12日	平成 18年 12月	普通乗車	貨物積載量	事業用	セミトレーラ [034]	
ユソーキ	車台番号	号	長さ	幅	高さ	前後軸重	前後軸重
玉 [44] 608 玉	式	原動機	の型式	299 cm	171 cm	11800 kg	46500 kg
YLU4068	式	原動機	の型式	燃 料	の 種 類	型式指定番号	類別区分番号
所有者の氏名又は名称	噴火湾輸送 株式会社						
所有者の住所	北海道室蘭市入江町1番14						
使用者の氏名又は名称	***						
使用者の住所	***						
使用の本拠の位置	***						
有効期間の満了する日	平成 23年 4月 6日	年	基準緩和適用時のトラクタの第五輪荷重				
備考	<p>「室蘭」, 記載変更 自動車重量税 非課税 *保安基準緩和* [認定年月 3年4月2日 [北海道運輸局] 重量, [005] 軸重, [056] 車の後面には、幅を表示すること。、 [025] 積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であることを、 [031] 運行にあたっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。、 [094] けん引</p> <p>平成18年12月1日 [基準緩和期限] 平成23年4月2日 [北海道運輸局] 隣接軸重 [制限事項] [022] 被けん引自動車の後面には、車両総重量、 [024] 被けん引自動車の後面には、軸重を表示すること。、 [025] 被けん引自動車の後面には、軸重を表示すること。、 [094] けん引</p> <p>自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。、 [096] 被けん引自動車の後面には、隣接軸重を表示すること。、 *けん引車* 三菱 KL-FV50LHR, ニッサンディーゼル ADG-GW4XLG, ADG-GW4XJLG改, *第五輪荷重* 18, 510kg [その他検査事項] (1) 関整車第 1839 号, 平成9年9月29日 (2) けん引車に速度制限装置なし、 [シリアル番号] YLU406800333 [車台番号打刻位置] [272] フレーム側面前方 以下余白</p>						

国際海上コンテナ輸送セミトレーラについて



40ft リーファーコンテナ（8フィート6インチ）タイプ
（※フル積載対応型 車軸数）

まず、国際海上コンテナセミトレーラは、通常のコングテナセミトレーラとは基準が違います。

国際海上コンテナセミトレーラは、輸出入貨物を国内で積み替えせずに、輸出入時と同じ状態で運搬されるものを指します。保税運送承認通知等の国際貨物証明を有し、コンテナ開封時には税関立会等を要するものです。そのため、輸送時には封印がされた状態で運行されることとなります。（特車指導取締においても、現地で封印の有無を確認する場合があります。）

主要なコンテナの種類には、次のものがあります。

- ・ 40ft海上コンテナ（長さ 12.19m、高さ 3.8m） → 8フィート6インチ
- ・ 40ft背高海上コンテナ（長さ 12.19m、高さ 4.1m） → 9フィート6インチ
- ・ 20ft海上コンテナ（長さ 6.09m、高さ 3.8m） → 8フィート6インチ
- ・ 20ft背高海上コンテナ（長さ 6.09m、高さ 4.1m） → 9フィート6インチ
- ・ タンク型海上コンテナ（型枠の内部にタンク形状のものを固定設置されているもの。）
- ・ その他、ISO国際規格に準拠し承認を受けた海上コンテナ（ハンガーなど）

※ 海上コンテナ自体の重量（空荷状態）は、
ドライコンテナで、20ft が約 2,300kg、40ft が約 3,800kg。
リーファーコンテナで、20ft が約 2,800kg、40ft が約 4,200kg となります。

・国際海上コンテナセミトレーラの運行に際しては、積載重量等により分類を受ける事になるため、目的用途に沿って、車両や経路等を選択する必要があります。

○ フル積載状態での輸送の場合

フル積載により運搬する際は、トラクタ及びトレーラの両方に、国際海上コンテナ輸送に伴う保安基準緩和を受けていることが前提となります。

→ 車検証の備考欄に、基準緩和運行条件の記載があります。

40ftのコンテナをフル積載(30,480kg)にて輸送する場合は、3軸シャーシを使用することになります。その際、トラクタがエアサスを装備した認証トラクタ(上記の保安基準緩和)の場合は、最大軸重が11.5tまで許可を受ける事が可能です。

20ftのコンテナをフル積載(24,000kg)にて輸送する場合も、3軸シャーシを使用することとなりますが、こちらの場合は、認証トラクタであっても、最大軸重が10t以内までしか、許可を受ける事が出来ません。

注意！ フル積載にて運行する場合は、2軸シャーシは使用する事が出来ません。

○ 基準内積載(減載)での輸送の場合

基準内積載(減載)で輸送する場合、車両には保安基準緩和事項の適用はありませんが、ISO国際規格の海上コンテナを積載できる形状のものに限られます。(シャーシ軸数の制限はありません。)

40ftのコンテナの基準内積載重量は、24,000kg以下となります。

20ftのコンテナの基準内積載重量は、20,320kg以下となります。

注意！ 車検証の最大積載量欄においては、[基準内最大積載量(基準緩和積載量)]という表示になっている場合、減載したコンテナを積載する場合の最大積載量は記載されている数値までの許可となります。

例・・・[18,500(24,000)kg]と記載されている場合は、18,500kgまでの積載許可となります。24,000kgはフル積載対応重量ですので、減載重量に適用はできません。

よって、基準内積載を行う場合、18,500～24,000kgまでの範囲のコンテナ重量の積載は出来ません。

参考画像



40ft ドライコンテナ (8フィート6インチ) タイプ



40ft ドライコンテナ (9フィート6インチ) 背高タイプ
(※フル積載対応型 車軸数)



20ft ドライコンテナ (8フィート6インチ) タイプ

基準内積載(減載)の場合は、どちらも軸重10tを超過しての積載は認められないため、使用する車両により積載重量値が決まります。

- 1, 申請時において、軸重10tを超過する数値であった場合には、減トン等を行ったうえで、許可することになります。(20tでは超過 → 18tに減トン など。)
- 2, 搬送するコンテナ本体の重量によりどうしても減トンができず、軸重を超過してしまう場合には、申請車両の変更(重量の軽い車両への変更)などの対応をお願いすることになります。(重量は貨物証明関連書類等で確認願います。)

積載可能重量は車検証の最大積載量及び車両総重量の欄にて確認し、申請書類を作成していただくこととなりますが、複数車両による包括申請の場合は、車両毎の組合せではなく、合成諸元により判定します(通常車両の包括申請と同じ)ので、積載申請重量は全て最小値に合わせるようになります。

※ あるシャーシに20,320kgの積載が可能な場合でも、別のシャーシの最大積載量が18,000kgである場合は、この**18,000kg**が、**全ての車両に適用される最大積載量**となります。

○ 他、海上コンテナセミトレーラの許可についての条件は、バン型などの一般セミトレーラ等と違って、さらにいくつかの要件があります。

1、通行許可重量条件は、「 B 」条件までの許可となります。

・・・ 海上コンテナセミトレーラは、道路管理者が指定した道路【 重さ指定道路 】を原則、通行することとなります。重さ指定道路のみを通行する場合には、橋梁照査判定において、重量はB条件にて判定されます。

※ 既述の、車両の適合、許可限度重量以内など、それぞれの基準条件が全てクリアした場合は、C又はD条件と判定される場合は、減トンなどの対応が必要となります。

2、背高海上コンテナセミトレーラは、通行できる経路が指定されています。

・・・ 背高海上コンテナセミトレーラは、道路管理者が指定した道路【 高さ指定道路 】を、原則、通行することとなります。高さ指定道路は、上空4.1m以内までの障害が無い事が確認され、安全に通行できる道路として指定されています。

注意！ 目的地とする港湾、冷蔵庫等のヤードへの経路が、それぞれの指定道路を外れてしまう場合（ヤード前の道路が管理者による指定がされていない等、やむを得ない状況。）には、結ぶ経路の一部を「みなし道路」として許可することが出来ます。周辺の指定道路状況を確認して申請経路を作成して下さい。

【 重さ・高さ指定道路 】は、申請窓口で確認できます。また、インターネットにより下記アドレスにアクセスすると、お手持ちのパソコンより確認することも可能です。

☆特車運用事務局HP内

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/shiteidouro/tokusya/q02-a/>



(指定経路マップ イメージ画像)

※ 海上コンテナセミトレーラが、頻繁に往来すると想定されるコンテナヤード付近など、通行利用度が高いと判断したルートは、基本として指定道路で結ばれています。

今後も、海上コンテナセミトレーラの通行状況等を把握し、道路管理者の判断、また、運送事業者による要望などから、必要とされる経路については、安全に通行できるように改築・補修をしたうえで、指定経路として追加されていく事となっています。



40ft リーフアーコンテナ 減載タイプ

番号 00555 A

平成 21年 9月 30日

室蘭運輸支局長

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	
室蘭 100 え 5555 車	平成 18年 7月 5日	平成 18年 7月	普通乗車	貨物	事業用	コンテナセミトレーラ [041]	
トレクス	[199]		長さ	幅	高さ	前軸重量	後軸重量
			925 cm	249 cm	19300 [24000] kg	6360 kg	25660 [30360] kg
型式	原動機	の型式	燃	の種	型式指定番号	類別区分番号	
CTB320BE	—	20ftコンテナ用	—	—	1220 kg	1220 kg	1210 kg
所有者の氏名又は名称	室蘭港湾開発通運 株式会社	※40ftの12.19mは積載できない。 (40ft積載は長さが12.5m以上のシャヤンシが必要。)	積載又は定格出力	20ftフル積載・減載ともに運 行可能。 ※40ftフル積載可能な場合は、30.48 0kgまたは30.500kgと記載されてい ます。			
所有者の住所	北海道室蘭市祝津町1丁目1番6						[50504 0000]
使用者の氏名又は名称	***						
使用者の住所	***						
使用の本拠の位置	***						
有効期間の満了する日	平成 22年 7月 4日						
備考	<p>保安基準緩和を受け、この記載があるもの限り、海コンフル積載が可能。</p> <p>は、国際海上コンテナを輸送するために運行する場合に限ること。欄及び車両総重量欄の括弧外は基準内とし、括弧内は基準緩和運行にあたっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。、[09]運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。、*けん引車R、KL-KP54MDR、*第五輪荷重*5,550kg以上、*けん引車*のものをとする。、*第五輪荷重*5,550kg以上、*けん引車*のものは基準内とし、括弧外は基準内とし、括弧内は基準緩和時とする。基準緩和時の第五輪荷重6,250KG以上</p> <p>066]最大積載量とする。、[092]運けん引自動車には三菱 W-FP415Dのものとする。</p> <p>フル積載時、第五輪荷重値に注意。</p>						

ポール・トレーラについて



ポール・トレーラは、長尺物の運搬に利用されますが、トラクタと積載物やドローバーを利用して連結され、連結外観としては、キャブオーバ型のトラクタ（荷台を有するタイプ）に連結するケースと、セミトレーラ型のトラクタ（荷台を有さないタイプ）に連結する、2つの種類があります。

あらゆる長尺物に対応するため、積載状態での全長を自在に変えられますが、車両制限令の範囲を超過する場合は、保安基準緩和等の措置が必要となります。

保安基準緩和を受けた車両は、車両制限令の一般制限値を超える許可を受ける事が可能ですが、車検証の備考欄において運行する際の最大長が制限されているため、申請の際には、積載物の長さにも十分注意して下さい。

トレーラ側単体では、積載できる最大積載量は小さい値が多くを占めますが、トラクタ側の最大積載量分を加味した重量での申請が可能です。ただし、車両総重量の値は超過出来ませんので、十分注意して下さい。

番号 00880 A

平成 21年 7月 30日

室蘭運輸支局長

自動車検査証

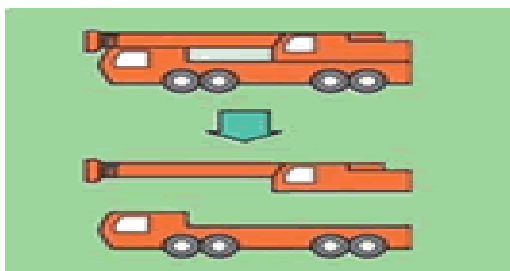
自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	
室蘭 900 を 88 車	平成 19年 8月 6日	平成 21年 4月 9日	大型特殊 乗車定員	—	事業用	ポール・トレーラ [077]	
東急	車台番号	[199]	長さ	幅	高さ	前軸重量	後軸重量
	式		492 cm	249 cm	138 cm	5330 kg	19930 kg
TP150-01111	型式		総排気量又は定格出力	燃	料	の	種
	式						
TP150	—		—	—	—	—	—
所有者の氏名又は名称	苫小牧港湾自動車 株式会社						
所有者の住所	北海道苫小牧市末広町1丁目1番1号						
使用者の氏名又は名称	***						
使用者の住所	***						
使用の本拠の位置	***						
有効期間の満了する日	平成 22年 8月 5日	年	月	日	運行にあたっての 長さ制限事項		
備考	<p>[室蘭], 継続検査 自動車重量税 非課税 [21年度税制] 平成21年7月28日 継続検査 受検済み *保安基準緩和* [認定年月日] 平成17年7月27日 [北海道運輸局] 387 [緩和事項] [001] 長さ, [004] 車両総重量, [008] 最小回転半径, [024] けん引自動車の後面には、車両総重量を表示すること。、 [027] けん引自動車の後面には、けん引自動車の後面及び運転席の運転者の最小回転半径を表示すること。、 [029] 自動車の後面及び運転席の運転者の見やすい箇所に当該自動車の連結時最大全長(けん引自動車の最前部からポール最後端部までの長さ)を表示すること。、 けん引自動車の荷受台中、受台中心より3メートルをそれぞれ超えて運行する際は、ポールの最前部付方から確認できる黄色の灯火(光度300cd以上)を備え、運行状況及び道路法を遵守すること。、 *けん引車*三菱 KC-FV412TZ改 [その他検査事項] (1)ポールの長さは、24.5メートル以下とすること。</p>						

建設機械について

建設機械の通行許可申請にあたって、自走が可能な建設機械は必ず車検証や適合証明書に記載された重量で走行しなければなりません。

分割可能な車両（トラッククレーンなど、クレーン部と台車部に分割できるもの。）は、必ず分割した状態で、通行許可を受ける必要があります。

※お手元に保有される「新規開発車両に関する説明図書」からもご確認下さい。



※ 分割しない状態では、車検証上において、車体の形状が「クレーン台車」などとなっている車両の数値とは一致しません。

申請時に添付をお願いしています、「新規開発車両適合証明書」に添付記載されている諸元表の軸重等の数値と、車検証に記載されている軸重等の数値が違う場合があります。この場合は、車検証の数値を使用して、申請書を作成して下さい。

この場合、分割されたクレーン上部については、セミトレーラ等で積載して運搬する必要があります。運搬に使用されるセミトレーラ等の合成諸元が一般制限値を超える場合は、特殊車両通行許可が必要となりますので、忘れずに申請をお願いします。

また、建設機械のうち自走が出来ないもの（キャタピラ式ドーザなど）についても、セミトレーラ等に積載して運搬する事となります。この場合も積載状態での申請が必要です。

自走が可能である建設機械等（モータグレーダ、ホイールローダなど）は、単車区分での申請となります。こちらについても申請をお願いします。

不明な点がございましたら、申請窓口へご相談下さい。



番号 00100

平成 21年 3月 23日

室蘭運輸支局長

自動車検査証

分割不能車両

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	
室蘭 900 さ 222 車	平成 21年 3月 23日	平成 20年 1月	大型特殊 乗車定員	— 最大積載量	— 自家用	ホイール・クレーン	[072] 車両総重量
タダノ	車台番号	[153]	長さ	幅	高さ	前後軸重	前後軸重
TR256-0700	型式		1113 cm	262 cm	345 cm	26280 kg	26335 kg
SD-TR256	原動機の型式		総排気量又は定格出力	燃料の種類		型式指定番号	13140 kg 13140 kg
	6M60		15.92 kW	軽油			

所有者の氏名又は名称 苫小牧道路 株式会社

所有者の住所 北海道苫小牧市日吉町2丁目1番地5

使用者の氏名又は名称 ***

使用者の住所 ***

使用の本拠の位置 ***

有効期間の満了する日 平成 22年 1月 16日

備考

[室蘭], 変更登録
自動車重量税額 非課税
[走行距離表示値] 74,100km (平成20年2月4日)
保安基準緩和 [認定年月日] 平成16年5月17日 [北海道運輸局] 135 [緩和事項] [002] 幅, [004] 車両総重量, [005] 軸重, [006] 輪荷重, [009] 接地圧, [056] 隣接軸重, [098] 一括緩和 [制限事項] [002] 自動車の後面及び運転者席には、幅を表示すること, [004] 自動車の後面及び運転者席には、車両総重量を表示すること, [005] 自動車の後面及び運転者席には、軸重を表示すること, [006] 自動車の後面及び運転者席には、輪荷重を表示すること, [008] 自動車の後面及び運転者席には、接地圧を表示すること, [091] 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること, [092] 運行にあたっては、道路交通法及び道路法を遵守すること, [095] 自動車の後面及び運転者席には、隣接軸重を表示すること。

以下余白

[50512 0000]

番号 00199

平成 20年 9月 8日

室蘭運輸支局長

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	形状
室蘭 830 さ 6007 車	平成 20年 9月 8日	平成 20年 9月	普通乗車	特種最大積載量	自家用	クレーン用台車 [563]
カトウ	車台番号	[051]	乗車定員	長さ	高さ	車両重量 42600 kg
室 [13] 8188 室	型式		2人	1471 cm	300 cm	前後軸重 42490 kg 前後軸重 8310 kg 前後軸重 8160 kg 前後軸重 8030 kg 前後軸重 7810 kg
KA6350	原動機の型式		総排気量又は定格出力	燃料の種類	軽油	型式指定番号 類別区分番号
所有者の氏名又は名称	室 [13] 8 室		15.92 kW			上部を取り外した状態での各重量
所有者の住所	株式会社 加藤製作所					
使用者の氏名又は名称	東京都品川区東大井1丁目9-37					[01905]
使用者の住所	苫小牧道路 株式会社					
使用の本拠の位置	北海道苫小牧市日吉町2丁目1番地5					[50512 0000]
有効期間の満了する日	平成 22年 9月 7日					
備考	<p>[室蘭], 新規登録 自動車重量税額 ¥541,800 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 平成13年特種構造要件適用車。 *保安基準緩和* [認定年月日] 平成20年8月21日 [北海道運輸局] 429 [緩和事項] [001] 長さ、[002] 幅、[004] 車両総重量 [制限事項] [001] 自動車の後面及び運転者席には、長さを表示すること。、[002] 自動車の後面及び運転者席には、幅を表示すること。、[004] 自動車の後面及び運転者席には、以下余白</p>					

分割可能車両

クレーン用台車

上部を取り外した状態での各重量

樣式集

様式1

理由書・運行計画書

平成 年 月 日

道路管理者

北海道開発局長 殿

申請者

住所

氏名

印

理由書	
運行計画書	
運行経路	
運行年月日	
運行時間	
注意事項	

(様式2)

平成 年 月 日

道路管理者

北海道開発局長 殿

申請者

住所

会社名・氏名

代表者（役職）名

印

特殊車両通行許可申請における届出事項の変更届

表記の件について、下記のとおり変更致しましたので、届け出ます。

記

旧	住所	〒□□□□ - □□□□□□	
	会社名・氏名		届出印
	代表者名 (役職名)		
	電話番号		
	住所	〒□□□□ - □□□□□□	
	会社名・氏名		届出印
	代表者名 (役職名)		
	電話番号		
届出事項の発生した年月日		平成 年 月 日	

(様式3)

許可証再交付申請書

平成 年 月 日

道路管理者

北海道開発局長 殿

住所

氏名

印

さきに交付を受けていました許可証を紛失、汚損、紛失、汚損、その他しましたので、再交付下さるよう申請します。

記

1. 許可年月日 平成 年 月 日

2. 許可番号

3. 許可期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(注) 1. 再交付申請の理由は、該当するものを○で囲むこと。

2. 再交付申請の理由が「その他」の場合は () 内に具体的に記載すること。
()

3. 汚損等の場合には従前の許可証を必ず添付すること。

(様式4)

委任状

代理人 行政書士 氏名
登録番号 第 号
事務所所在地
連絡先
TEL FAX

私は、上記の者を代理人と定め、下記の期間に提出する特殊車両通行許可申請における下記の事項に関する権限を委任します。

記

- 1 期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
- 2 申請書類を作成（行政書士法第1条の2第1項）するための以下の事項
申請書類の作成に関する一切の件
- 3 上記1の書類の提出（電磁的記録にあっては申請書類等の送受信。以下同じ）を代理（行政書士法第1条の3第1項）するための以下の項目
申請書類の提出の代理の件
申請書類の補正の代理の件
申請に当たって、申請内容を説明又は弁明する件
許可証を受領する件
申請を取り下げ又は撤回する件
副代理人選任の件

平成 年 月 日

委任者
住所
氏名

(様式5)

平成 年 月 日

歳入徴収官

室蘭開発建設部次長 殿

住所

氏名

委任状

私は、特殊車両通行許可手数料の納付について、下記の通り代理人を定め、その権限を委任しました。

記

1 代理人 住所
氏名

2 代理の期間 平成 年 月 日
平成 年 月 日